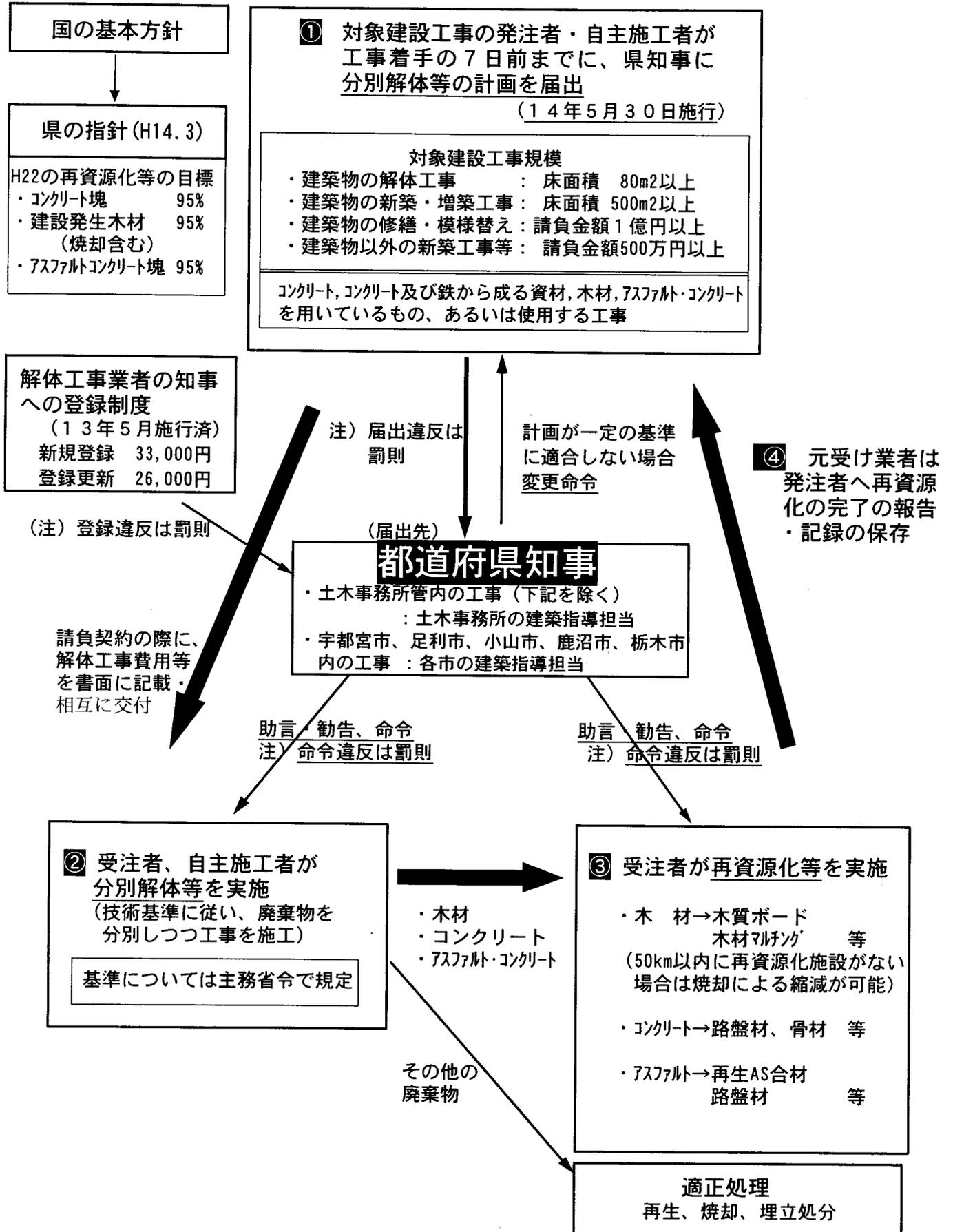


建設リサイクル法に関する 事務処理の手引き

平成14年5月

栃 木 県

建設リサイクル法の仕組み



第1章 建設リサイクル法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

1. 建設リサイクル法の目的 1
2. 建設リサイクル法の概要 1
 - 1) 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け / 1
 - 2) 発注者・受注者の届出・契約等の手続の整備 / 4
 - 3) 解体工事業者の登録制度の創設 / 8
 - 4) その他の規定 / 9
3. 用語の定義等 12
 - 1) 用語の定義 / 12
 - 2) 分別解体等及び再資源化等の義務の有無 / 19
 - 3) 対象建設工事の判断 / 20
4. 特定建設資材等の定義 26
 - 1) コンクリート / 26
 - 2) コンクリート及び鉄から成る建設資材 / 26
 - 3) 木材 / 26
 - 4) アスファルト・コンクリート / 26
 - 5) モルタル / 26
 - 6) リース材 / 26
5. 分別解体困難物 28

第2章 届出書等の審査等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

1. 届出の定義 30
 - 1) 届出 / 30
 - 2) 届出の無効 / 30
 - 3) 変更届出 / 30
 - 4) 変更命令 / 30
 - 5) 工事途中における届出 / 31
 - 6) 届出がなく対象建設工事が施工された場合 / 31
2. 届出書等の受理 31
 - 1) 届出書等を受理する窓口等 / 31
 - 2) 届出書等の受理日等 / 33

- 3) 届出者の確認等 / 33
- 3. 届出書等の様式及び記載事項 34
 - 1) 届出書等の様式等 / 34
 - 2) 届出書等の記載事項 / 37
 - 3) 届出書等の記載内容の訂正等 / 43
 - 4) 届出書等受理の届出書受理行政庁内部での確認 / 43
 - 5) 届出書等の保管等 / 43
- 4. 別表（分別解体等の計画等）の審査 44
 - 1) 建築物に係る解体工事（別表1） / 44
 - 2) 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）（別表2） / 51
 - 3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）（別表3） / 58

第3章 通知書の受理等 65

- 1. 通知の定義 65
 - 1) 通知 / 65
 - 2) 対象機関 / 65
- 2. 通知書の受理 65
 - 1) 通知書を受理する窓口等 / 65
 - 2) 通知書の受理 / 66
 - 3) 通知者及び代行者 / 66
- 3. 通知書の様式及び記載事項 67
 - 1) 通知書の様式等 / 67
 - 2) 通知書の記載事項 / 67

第4章 現地確認等の実施 71

- 1. 現地確認等の目的 71
- 2. 苦情・通報への対応 71
- 3. パトロール 72
 - 1) 実施方法 / 72
- 4. 現地確認等 72
 - 1) 法第9条第1項の規定による「対象建設工事」に該当するかを確認する / 72
 - 2) 届出の確認 / 72
 - 3) 標識の確認 / 72
- 5. 立入検査 72
 - 1) 工事現場の立入検査 / 72
 - 2) 営業所等の立入検査 / 73
 - 3) 身分証明書の携帯 / 74
- 6. 工事現場の立入検査の方法等 74

- 1) 立入検査の実施方法 / 74
- 2) 関係機関との連携 / 74
- 3) 違反等の処理 / 74
- 7. 現地検査書の記入方法 75
- 8. 報告の徴収 76
 - 1) 報告を徴収する場合 / 76
 - 2) 報告を徴収する方法 / 76
 - 3) 報告の徴収の対象 / 76
- 9. 助言・勧告（法第14条）の実施 77
 - 1) 助言又は勧告の必要があると認める場合 / 77
 - 2) 助言又は勧告の内容 / 77
 - 3) 助言又は勧告の方法 / 77
- 10. 命令の実施 77
 - 1) 分別解体等の実施をしない正当な理由 / 77
 - 2) 命令の内容 / 78
 - 3) 命令の方法 / 78
- 11. 罰則の適用 78

第5章 様式等 89

- 1. 「届出書」の様式 90
- 2. 「変更届出書」の様式 97
- 3. 「通知書」の標準様式 101
- 4. 「委任状」の標準様式及び記載例 103
- 5. 「受領書」の標準様式及び記載例 105
- 6. 「説明書」の標準様式及び記載例 107
- 7. 「告知書」の標準様式及び記載例 109
- 8. 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の標準様式及び記載例 111
- 9. 「再資源化等報告書」の標準様式及び記載例 123
- 10. 「再生資源化報告書」の添付資料の様式及び記載例 126
- 11. 建設資材廃棄物発生量標準値 130

本書で使用する法令の名称は、一部以下の通り省略して表記している。

法・・・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(平成12年5月31日 法律第104号)

政令・・・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令

(平成12年11月29日 政令第405号)

施行規則・・・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則

(平成14年3月5日 国土交通省・環境省令第1号)

解体工事業者登録省令・・・解体工事業に係る登録等に関する省令

(平成13年5月18日 国土交通省令第92号)

分別解体等省令・・・特定建設資材に係る分別解体等に関する省令

(平成14年3月5日 国土交通省令第17号)

廃棄物処理法・・・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和45年12月25日 法律第137号)

第1章 建設リサイクル法

1. 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施することなどにより、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2. 建設リサイクル法の概要

1) 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け

- 特定建設資材を用いた解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上のもの（対象建設工事）について、施工方法に関する一定の技術基準に従い分別解体等を実施
- 分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化等を行う（再資源化が困難な場合には縮減）

(1) 分別解体等実施義務

①分別解体等の実施義務の概要（法第9条）

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が一定基準以上のもの（以下「対象建設工事」という。）の受注者又は自主施工者は、正当な理由がある場合を除いて、施工方法に関する基準（省令）に従って分別解体等を行わなければならない。

なお、対象建設工事の規模については政令で定めているが、都道府県が条例により、さらに厳しい基準を定めることができる。

②特定建設資材（法第2条第5項、政令第1条）

分別解体等及び再資源化等の対象となる特定建設資材の指定に当たっては、①その再資源化が資源の有効利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること、②再資源化技術が確立・普及しており、再資源化の経済性の面における制約が著しくない（義務付けが過度の負担にならない）ことの2点を考慮し、以下の表1-2-1を特定建設資材として指定している。

表 1-2-1

特定	コンクリート
建設	コンクリート及び鉄から成る建設資材（プレキャスト鉄筋コンクリート版など）
資材	木材
	アスファルト・コンクリート

③対象建設工事（法第9条第1項、政令第2条）

規模の小さい建築物等に対する分別解体等及び再資源化等の義務付けは、義務を履行するうえで必要な費用等に対して得られる効果が小さいことから、本法ではこれらの義務付けを一定規模以上の工事（対象建設工事）についてのみ行うこととし、以下の表1-2-2の規模以上のものを対象とした。

表 1-2-2

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80 m ²
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500万円

発生する廃棄物の排出量あたりの工事費（分別解体工事費用、運搬費用等）に関する国土交通省資料によれば、解体工事については、解体工事1件当たりの廃棄物排出量が30～40トンより小規模な解体工事では廃棄物排出量あたりの工事費用が急激に高くなるため、対象建設工事の規模基準の検討に当たっては、まずこの30～40トンの廃棄物排出量に相当する床面積（合計）である70～100m²を規模基準の目安とし、さらにこの範囲の中で基準の絞り込みをして、建築物の解体工事について基本方針に定めた平成22年度のリサイクル率の目標値である95%を達成できるよう80m²を基準とした。

新築・増築工事については、80m²の解体工事と同量程度（40数トン）の廃棄物を排出する工事の規模として床面積（合計）500m²を基準とした。

修繕・模様替工事（例えばマンションのリフォーム）についても、80m²の解体工事と同量以上の廃棄物を排出するような大規模なものについて対象建設工事とすることとし、これらの工事は床面積で表すことが困難な工事もある（例えば壁の模様替や外壁の塗装など）ため、工事の請負代金の額1億円を基準とした。

その他の工作物に関する工事（土木工事等）については、そのほとんどが既に再資源化率の高い公共事業であることから、民間主体の建築工事より高い再資源化等率が確保できる基準として、工事の請負代金の額500万円を基準とした。

表1-2-3 規模による廃棄物発生量の推移

解体床面積	70 m ²	80 m ²	90 m ²	100 m ²
廃棄物発生量	36 t	42 t	49 t	55 t
新築床面積	400 m ²	500 m ²	600 m ²	700 m ²
廃棄物発生量	35 t	44 t	53 t	61 t
修繕・模様替工事金額	5千万円	1億円	2億円	3億円
廃棄物発生量	21 t	41 t	82 t	123 t

④分別解体等の施工方法に関する基準（施行規則第2条）

分別解体等の施工方法について記載された省令では、特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別するための適切な施工方法に関する基準となるべき事項を定めており、下記の分別解体等の順序とその内容を規定している。

- ・対象建築物等に関する調査の実施
- ・分別解体等の計画の作成
- ・事前措置の実施
- ・工事の施工

また、作業手順として、

○建築物の解体工事の場合

- ・建築設備、内装材等の取り外し
- ・屋根ふき材の取り外し
- ・外装材及び上部構造の取り壊し
- ・基礎及び基礎ぐいの取り壊し

○建築物以外の工作物の解体工事の場合

- ・工作物に付属するものの取り外し
- ・基礎以外の部分の取り壊し
- ・基礎及び基礎ぐいの取り壊し

という原則を定めている。

なお、建築物の構造など施工の技術上これにより難しい場合はこの限りではない。

（2）再資源化等実施義務

①再資源化等の実施義務の概要（法第16条）

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、再資源化をしなければならない。ただし、指定建設資材廃棄物として政令で指定した特定建設資材廃棄物（建設発生木材）については、工事現場から一定の距離の範囲内（50km）に再資源化施設がない場合など、再資源化を図ろうとすると受注者に過大な負担がかかる場合には、焼却等によりその容積を減らすこと（本法では「縮減」という。）で足りるとしている。

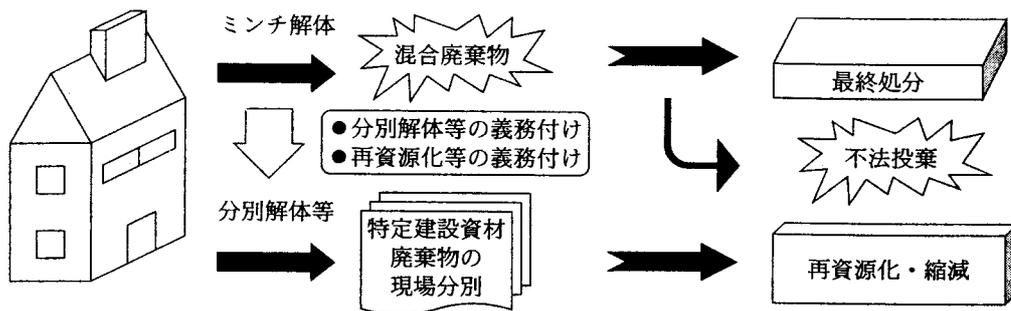
なお、分別解体等の規模の基準と同様、都道府県は条例により、省令より遠い距離を定めることができる。

②指定建設資材廃棄物の指定（政令第4条）及び距離に関する基準（施行規則第3条・第4条）

特定建設資材廃棄物のうち、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊については、既に再資源化施設が全国的に普及しており、再資源化に関する経済性の制約がないが、建設発生木材については再資源化施設が地域的に偏在するなどの制約がある。このため、すべての特定建設資材廃棄物について再資源化を義務付けた場合には、発注者及び受注者に対して過度の負担を強いることとなるおそれがあるため、指定建設資材廃棄物として建設発生木材を指定し、再資源化に制約のある場合には縮減（焼却）することができることとした。

なお、この場合の再資源化施設までの距離基準は、運搬距離とコストの比較等から50kmとするとともに、地理的条件等による制約として、対象建設工事の現場から建設発生木材の再資源化施設までその運搬の道路が整備されておらず、その縮減のための運搬費用が再資源化のための運搬費用より低い場合についても縮減をすれば足りることとした。

図1-2-1



2) 発注者・受注者の届出・契約等の手続の整備

○発注者などによる工事の事前届出や元請業者から発注者への事後報告、都道府県知事等による助言・勧告・命令等により、適正な分別解体等及び再資源化等の実施を確保

(1) 発注者・受注者の届出・契約等の手続の整備の措置の概要（法第10条～第15条、第18条～第20条）

①発注者又は自主施工者に課せられる義務

対象建設工事の発注者又は自主施工者は、工事に着手する日の7日前までに建築物等の構造、工事着手時期、分別解体等の計画等について、都道府県知事（又は建築主事を置く

市町村・特別区の長)に届け出なければならない。また、都道府県知事(又は建築主事を置く市町村・特別区の長)は、その計画が施工方法に関する基準に適合しないと認めるときは、発注者に対し分別解体等の計画の変更等を命ずることができる(法第10条)。

なお、国や地方公共団体については、対象建設工事の届出に代えて、都道府県知事(又は建築主事を置く市町村・特別区の長)に対してあらかじめその旨を通知すれば足りることとしている(法第11条)。

②受注者に課せられる義務

元請業者は、対象建設工事を請け負うにあたり、発注しようとする者に対して分別解体等の計画等の必要事項を書面で説明しなければならない。また、元請業者・下請負人に関わらず対象建設工事を請け負うものは、下請負人に対して発注者が都道府県知事(又は建築主事を置く市町村・特別区の長)に対して届け出た事項を告げなければならない(法第12条)。

また、元請業者は再資源化等が完了した際、その旨を発注者に書面で報告し、あわせて再資源化等の実施状況に関する記録を作成し保存しなければならない(法第18条)。

③双方に課せられる義務(法第13条)

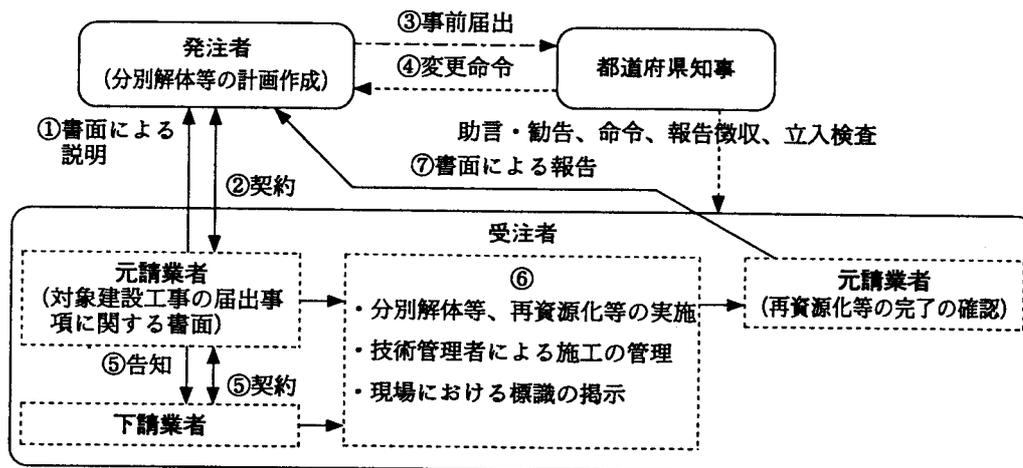
発注者と元請業者の契約に際し、契約書の中に建設業法に定められた事項のほか、分別解体等の方法、解体工事に要する費用等を明記することで、両者が解体に関して適正な費用を負担する意識をしっかりと共有することを求めている。

④都道府県知事等による助言・勧告、命令

都道府県知事(又は建築主事を置く市町村・特別区の長)は、分別解体等の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建設工事受注者又は自主施工者に対して分別解体等の実施に関し、必要な助言又は勧告を行うことができるほか(法第14条)、対象建設工事受注者又は自主施工者が正当な理由がなく分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合には、分別解体等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる(法第15条)。

また、再資源化等に関しても都道府県知事(又は地域保健法の保健所を設置する市・特別区の長)は、その適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該対象建設工事受注者に対して特定建設資材廃棄物の再資源化の実施に関し、必要な助言または勧告を行うことができる(法第19条)ほか、対象建設工事受注者が正当な理由がなく特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に必要な行為をしない場合には、再資源化等の方法の変更その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる(法第20条)。

図 1 - 2 - 2



(2) 対象建設工事の届出に関する事項（分別解体等省令第2条）

届出内容として本法に規定されている事項は、工事着手の時期及び工程の概要、分別解体等の計画のほか、解体工事の場合は解体する建築物等の構造及び解体する建築物等に用いられた建設資材の量の見込み、新築工事等の場合は使用する特定建設資材の種類となっている。また、このほか届出内容の詳細を省令で規定している。

法律と省令による届出事項は以下の表 1 - 2 - 4 のとおりである。

表 1 - 2 - 4

	届出項目			
	建築物		建築物以外のもの (土木工事を含む)	
	解体	新築等	解体	新築等
届出者に関する事項	○	○	○	○
工事の概要	○	○	○	○
元請業者に関する事項	○	○	○	○
対象建設工事の元請業者から説明を受けた日	○	○	○	○
工程の概要	○	○	○	○
建築物等の構造	○	—	○	—
工事の種類	—	—	○	○
使用する特定建設資材の種類	—	○	—	○
建築物等に関する調査の結果	○	○	○	○
工事着手前に実施する措置の内容	○	○	○	○
工事着手の時期	○	○	○	○
工程ごとの作業内容	○	○	○	○
工程ごとの解体方法	○	—	○	—
工事の工程の順序	○	—	○	—
建築物等に用いられた建設資材の量の見込み	○	—	○	—
廃棄物発生見込量	○	○	○	○

(注) 表中の新築等とは新築・増築、修繕・模様替のこと

(3) 対象建設工事の請負契約に係る書面の記載事項（分別解体等省令第4条）

建設工事の請負契約の当事者は、建設業法第19条により、契約の内容となる一定の重要事項を書面に記載し相互に交付しなければならないこととされているが、対象建設工事の契約にあたっては、分別解体等及び再資源化等についての認識を共有するため、建設業法で定める以外の下記の項目について書面に記載し、署名または記名押印して相互に交付しなければならない。

- ・分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用
- ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・再資源化等に要する費用（特定建設資材廃棄物のみ）

表1-2-5

請負契約に係る書面の記載事項（法第13条第1項、分別解体等省令第4条）の具体的内容

記載項目		記載の有無			
		分別解体等の方法 (分別解体等省令第4条1号)	解体工事に要する費用 (同4条2号)	再資源化等をするための施設の名称及び所在地 (同4条3号)	再資源化等に要する費用 (同4条4号)
届出に係る対象建設工事の種類		全材に解体する。 （手作業、手作業併用、機械の別など）	全材に解体する。 （手作業、手作業併用、機械の別など）	特定建設資材廃棄物の再資源化等施設について記載すれば足りる。 （名称(注1)所在地) (注2)	特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用について一括して記載する。 (注2)
建築物	解体	○	○	○	○
	新築・増築	○	×	○	○
	修繕・模様替	○	×	○	○
建築物以外のもの (注3)	解体	○	○	○	○
	新築等(注4)	○	×	○	○

(注1) 搬出先として予定している施設は各品目ごとに複数記入可

(注2) 下請契約で再資源化等を含まない解体工事のみの契約の場合は、再資源化等に関する項目は「該当なし」と記載する

(注3) 土木工事等をいう

(注4) 土木工事等に係わる「新築等」には、新規の建設工事のほか道路舗装の打ち替えなどの維持補修系の工事等が含まれる

(4) 発注者への報告事項（施行規則第5条）

対象建設工事の元請業者は、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは当該工事の発注者に対して、以下の項目について書面で報告することとしている。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地（特定建設資材廃棄物のみ）
- ・再資源化等に要した費用（特定建設資材廃棄物のみ）

3) 解体工事業者の登録制度の創設

○解体工事業者の登録制度及び解体工事現場への技術管理者の配置、標識の掲示等により、適正な解体工事の実施を確保

(1) 解体工事業者の登録（法第21条）

解体工事業を営もうとする者は、請け負おうとする解体工事の規模や額にかかわらず、工事をしようとする区域を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない（ただし、500万円以上の建設工事（建築一式工事にあつては1,500万円以上又は延べ面積150㎡以上の木造住宅工事）を請け負おうとする場合は建設業許可が必要となる）。

なお、解体工事部分を自ら施工せずに他の者に請け負わせる場合であっても、登録は必要となる（ただし、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者は改めて登録する必要はない）。

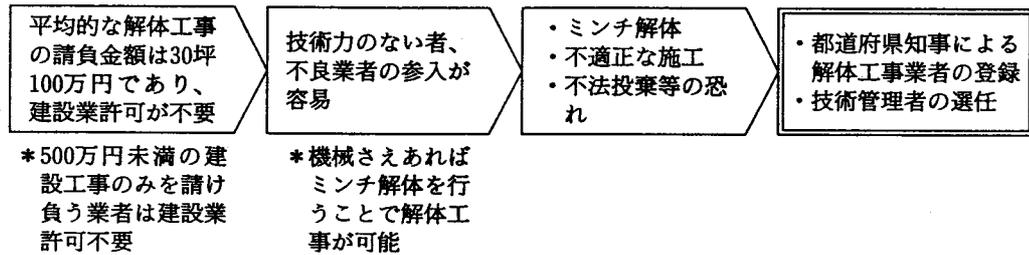
登録にあたっては、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる技術管理者を選任しなければならないほか、解体工事を施工するときは、技術管理者にその工事の施工に従事する者の監督をさせなければならない（法第31条、第32条）。さらに、営業所及び解体工事の現場ごとに標識を掲げなければならない（法第33条）ほか、営業所ごとに帳簿を備え保存しなければならない（法第34条）。

なお、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者は、建設業法第26条に基づき、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる主任技術者（又は監理技術者）の設置や建設業法第40条に規定する標識の掲示が義務付けられている。

(2) 解体工事業登録（解体工事業登録省令）

本法では、分別解体等の施工技術を確保し、不良・不適格解体工事業者を排除するために、解体工事業の都道府県知事登録を義務付けており、平成13年5月30日から各都道府県において登録に関する事務を開始した。解体工事業登録に当たっては、解体工事に関する一定の実務経験又は解体工事に関係する資格を保有する技術管理者の設置が重要な要件となっているが、省令では技術管理者に必要な実務経験等をはじめとして、登録に関する詳細について定めている。

図 1 - 2 - 3



4) その他の規定

(1) 市町村長による事務の処理に関する規定（政令第8条）

本法では、都道府県知事の事務の一部は政令に定めるところによって市町村又は特別区の長が行うこととすることができるものとされており、政令においては、分別解体等に関する事務は建築基準法で規定する建築主事を置く市町村又は特別区の長（特定行政庁）、再資源化等に関する事務は地域保健法で定める保健所設置市又は特別区の長とすることとした。当該市区町村長が処理する具体的な事務は、下記のとおり。

○分別解体等の実施に関する事務

- ・法第10条第1項～第3項 対象建設工事の届出の受理及び変更命令に関する事務
- ・法第11条 通知の受理に関する事務
- ・法第14条 助言又は勧告に関する事務
- ・法第15条 命令に関する事務
- ・法第42条第1項 報告の徴収に関する事務
- ・法第43条第1項 立入検査に関する事務（分別解体等に関することに限る）

○再資源化等の実施に関する事務

- ・法第18条第2項 申告等の受理に関する事務
- ・法第19条 助言又は勧告に関する事務
- ・法第20条 命令に関する事務
- ・法第42条第2項 報告の徴収に関する事務
- ・法第43条第1項 立入検査に関する事務（再資源化等に関することに限る）

なお、限定特定行政庁（木造住宅など小規模な建築物についてのみ建築確認申請を審査する限定的建築主事を置く市区町村の長又は特別区の長）に関する扱いは表1-2-6のとおり。

表 1 - 2 - 6

	限定的建築主事（市町村）	限定的建築主事（特別区）
建築物	原則として都道府県知事 ・ただし、建築基準法第6条第1項第4号に掲げる戸建て住宅等の建築物（その建築に関して都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）に限り市町村長	原則として特別区の長 ・ただし、建築基準法施行令第149条第1項第1号及び第2号に掲げる建築物に限り、都知事
建築物以外のもの	都道府県知事	原則として特別区の長 ・ただし、建築基準法施行令第149条第1項第2号、第3号に掲げる工作物については、都知事

（2）建設リサイクル法基本方針と指針

国は、法第3条に基づき、再資源化等に関する目標や再生資材の利用の促進のための方策、廃棄物の発生抑制等を明記した基本方針を定める。

都道府県は、法第4条に基づき、国の基本方針に即して、分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関する指針を定める。

（3）罰則

分別解体等及び再資源化等に対する命令違反や、届出、登録等の手続きの不備等に関する罰則を規定をしている。

（4）施行

法は平成12年5月31日に公布され、施行は、基本方針等に関する部分は平成12年11月30日、解体工事業登録に関する部分は平成13年5月30日、分別解体等及び再資源化等の義務等に関する部分は平成14年5月30日となっている。

(参考)

表1-2-7 法律の施行状況

年月日	内 容
平成12年5月31日	建設リサイクル法の公布
平成12年11月29日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(特定建設資材の指定)公布
平成12年11月30日	法律のうち総則及び基本方針に関する部分、政令の施行
平成13年1月17日	建設リサイクル法基本方針の告示
平成13年5月18日	解体工事業に係る登録等に関する省令の公布
平成13年5月30日	法律のうち解体工事業登録に関する部分、解体工事業登録省令の施行
平成14年1月23日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令の残りの部分の追加)の公布
平成14年3月5日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令の公布
平成14年5月30日	本格施行(法律のうち分別解体等及び再資源化等の義務付けに関する部分の施行)

3. 用語の定義等

1) 用語の定義

建設リサイクル法に関する主な用語の定義は次のとおり。

表 1-3-1

用語	用語の定義
建設資材	土木建築に関する工事（以下「建設工事」という）に使用する資材
建設資材廃棄物	建設資材が廃棄物処理法上の廃棄物となったもの
特定建設資材	<p>コンクリート、木材その他建設資材のうち、建設資材廃棄物となった場合におけるその再資源化が資源の有効な利用及び廃棄物の減量を図る上で特に必要であり、かつ、その再資源化が経済性の面において制約が著しくないと認められるものとして政令で定めるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ・アスファルト・コンクリート
建築物	<p>建築基準法第2条第1項第1号で規定するもの</p> <p>土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興業場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上屋、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く）をいい、建築設備を含むものとする</p>
工作物	<p>道路・橋・トンネルなどのように土地に定着する工作物で建築物以外のもの</p> <p>（例）・土木工作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木材の加工又は取り付けによる工作物 ・石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方による工作物 ・れんが、コンクリートブロック等による工作物 ・形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てによる工作物 ・機械器具の組立て等による工作物 ・その他これらに類する工作物

用語	用語の定義										
解体工事業	建設業のうち建築物等を除却するための解体工事を請け負う営業（その請け負った解体工事を他の者に請け負わせて営むものを含む）をいう										
解体工事業者	建設リサイクル法第 21 条第 1 項の登録を受けて解体工事業を営む者のこと										
解体工事	建築物等については、建築物等の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令第 1 条第 3 号）について、全部又は一部を取り壊す工事 工作物については、全部又は一部を取り壊す工事										
対象建設工事	<p>下表の規模以上の工事を対象とする（ただし、特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等に限る）</p> <table border="1" data-bbox="555 779 1417 976"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 779 1114 824">対象建設工事の種類</th> <th data-bbox="1114 779 1417 824">規模の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 824 1114 857">建築物の解体</td> <td data-bbox="1114 824 1417 857">床面積の合計 80 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 857 1114 891">建築物の新築・増築</td> <td data-bbox="1114 857 1417 891">床面積の合計 500 m²</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 891 1114 925">建築物の修繕・模様替（リフォーム等）</td> <td data-bbox="1114 891 1417 925">請負代金の額 1 億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="555 925 1114 976">建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）</td> <td data-bbox="1114 925 1417 976">請負代金の額 500 万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>（仮設建築物の扱い）</p> <p>工事現場に設けられる事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物の場合は、当該建築物が特定建設資材を用いた建築物等であり、その規模が政令（上記の表）で定める基準以上のものは対象建設工事となる（ただし、リース等により工事現場から廃棄物として排出されない場合は除く）</p>	対象建設工事の種類	規模の基準	建築物の解体	床面積の合計 80 m ²	建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²	建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円	建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500 万円
対象建設工事の種類	規模の基準										
建築物の解体	床面積の合計 80 m ²										
建築物の新築・増築	床面積の合計 500 m ²										
建築物の修繕・模様替（リフォーム等）	請負代金の額 1 億円										
建築物以外のものの解体・新築等（土木工事等）	請負代金の額 500 万円										
分別解体等	<p>①解体工事の場合、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為</p> <p>②新築工事等の場合、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為</p> <p>①、②いずれの場合も工事現場から搬出するための積み込み作業までをいう</p>										

用語	用語の定義
再資源化	<p>分別解体等に伴って生じた建設資材廃棄物の運搬又は処分（再生することも含む）に該当するもので次に掲げる行為をいう</p> <p>①資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いるものを除く）</p> <p>②燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にすること</p> <p>なお、「熱を得ることに利用すること」とは、原則として熱を得て、その熱を何らかに利用することを目的としているものであること（発電、温水プール等）</p> <p>しかし、廃棄物処理法第 16 条の 2 第 1 号に定められた方法（廃棄物処理基準）に従う焼却であることが前提となる（第 3 号は含まない）</p> <p>当然、廃棄物処理法に基づく施設の許可対象規模である場合には、平成 14 年 12 月以降のダイオキシン規制を満足する施設でなければならない</p>
縮減	<p>建設資材廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為。その方法には焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法上の処理行為として処理基準に従った行為）がある</p>
床面積	<p>建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号で規定する延べ面積（建築物の各階の床面積の合計）</p>
新築	<p>更地に新たに建築物等を建てる工事</p>
増築	<p>同一敷地内において、既存建築物等の床面積を増加させる工事</p>
改築	<p>建築物等の全部又は一部を取り壊して、これと位置、用途、構造、規模等が従前の建築物等と著しく異ならない建築物等を建てる工事</p> <p>なお、対象建設工事の規模は、解体工事と新築（増築）工事に係る部分を分けて整理する</p>
修繕	<p>同じ材料を用いて元の状態に戻し、建築当初の価値に回復させる工事</p>
模様替	<p>建築物等の材料、仕様を替えて建築当初の価値の低下を防ぐ工事</p>

表1-3-2 建設業法第2条第1項別表で規定する建設工事

建設工事の種類	許可区分	建設工事の内容
土木一式工事	土木工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
建築一式工事	建築工事業	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む）
大工工事	大工工事業	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事
左官工事	左官工事業	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け又ははり付ける工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工工事業	イ 足場の組立て、機械器具、建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、工作物の解体等を行う工事 ロ くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ 土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ その他基礎的ないしは準備的工事
石工事	石工事業	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事
屋根工事	屋根工事業	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事
電気工事	電気工事業	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事
管工事	管工事業	冷暖房、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事業	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事

建設工事の種類	許可区分	建設工事の内容
鉄筋工事	鉄筋工事業	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事
ほ装工事	ほ装工事業	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、碎石等によりほ装する工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事
板金工事	板金工事業	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製の付属物を取付ける工事
ガラス工事	ガラス工事業	工作物にガラスを加工して取付ける工事
塗装工事	塗装工事業	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事
防水工事	防水工事業	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事
内装仕上工事	内装仕上工事業	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事業	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事
電気通信工事	電気通信工事業	有線電気通信設備、無線電気通信設備、放送機械設備、データ通信設備等の電気通信設備を設置する工事
造園工事	造園工事業	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造する工事
さく井工事	さく井工事業	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事
建具工事	建具工事業	工作物に木製又は金属製の建具を取付ける工事
水道施設工事	水道施設工事業	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事
消防施設工事	消防施設工事業	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事
清掃施設工事	清掃施設工事業	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事

表1-3-3 建設リサイクル法の登録による解体工事業者が請け負える解体工事の範囲

建設工事の種類	解体工事の範囲
土木一式工事	工事の請負代金の額 500 万円未満の解体工事
建築一式工事	工事の請負代金の額 1500 万円未満の解体工事又は延べ面積が 150 m ² 未満の木造住宅解体工事
とび・土工・コンクリート工事	工事の請負代金の額 500 万円未満の解体工事
専門工事	工事の請負代金の額 500 万円未満の解体工事

(注) 専門工事を行う者の取扱いについて

建設業法第2条第1項別表のうち、土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業以外の建設工事の許可を受けた専門工事を行う者が、解体工事を行おうとする場合は、その規模や金額の多寡を問わず、解体工事業の登録が必要となる。ただし、主たる専門工事により生じる附帯的な解体工事はこの限りではない。

なお、附帯的な解体工事であるか否かの判断は、建設業法第4条(関連法令参照)をもとに、建設工事の注文者の利便、建設工事の請負契約の慣行等を基準として、その主たる建設工事の準備、実施、仕上げ、機能の保持等に関して、一連の工事又は一体の工事として施工することが必要であり、または相当であるか否かを総合的に検討して判断する。

(附帯工事の例：水道施設工事に伴う道路舗装の打ち替え等)

表1-3-4 解体工事の具体例

工事の内容	解体工事の適否	理由
建築物の除去	○	建築物の全部についてその機能を失わせるため
建築物の一部除去	○	建築物の一部についてその機能を失わせるため
ひきや 曳家	×	構造耐力上主要な部分である基礎から上屋を分離するが、仮設によって支えられており、また曳家をしている間でも建築物として機能しているため
壁の取り壊し	○	構造耐力上主要な部分である壁を取り壊す場合は、建築物の機能を失わせるため (例：壁を壊すと屋根が落ちるような工事の場合)
	×	冷暖房、空気調和等のための設備を設置する工事等で、壁に簡易なスリーブを抜く等の場合は管工事の附帯工事に当たるため
屋根瓦の交換	×	屋根瓦は構造耐力上主要な部分に該当しないため
屋根の取り壊し	×	屋根ふき材の交換にあたり、屋根版が腐っている等の理由により、屋根版を交換しないと屋根をふくことができない場合など、当該工事の前提として必要不可欠な工事は附帯工事に当たるため
	○	屋根版(野地板)は構造耐力上主要な部分に該当するため(例：屋根版の全部交換)

(参考 関連法令抜粋)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

(目的)

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

建築基準法

(用語の定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは扉、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。（中略）

三 建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。（中略）

十三 建築 建築物を新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。（以下略）

建築基準法施行令

(用語の定義)

第1条 この政令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（中略）

一 敷地 一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

三 構造耐力上主要な部分 基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）で、建築物の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるものをいう。（以下略）

建築基準法施行令

(面積、高さ等の算定方法)

第2条 次の各号に掲げる面積、高さ及び階数の算定方法は、それぞれ当該各号に定めるところによる。（中略）

三 床面積 建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積による。

四 延べ面積 建築物の各階の床面積の合計による。（以下略）

建設業法

(附帯工事)

第4条 建設業者は、許可を受けた建設業に係る建設工事を請け負う場合においては、当該建設工事に附帯する他の建設業に係る建設工事を請け負うことができる。

2) 分別解体等及び再資源化等の義務の有無

(1) 法第9条第1項に規定する正当な理由に該当する事例

法第9条第1項に規定する正当な理由に該当するものとしては、下記のような事例等が考えられる。

- ①災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合
- ②緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- ③有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- ④工事現場が離島にあり島内に再資源化等施設が存在しない場合（表1-3-5参照）等

表1-3-5

	分別解体等、再資源化等の実施義務
当該離島内に特定建設資材廃棄物に係る再資源化等施設が全くない場合	正当な理由に該当するため、法第9条第1項の分別解体等及び法第16条の再資源化等の義務なし（ただし努力義務あり）

- ⑤火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合

対象建設工事が上記の正当な理由に該当する場合でも、原則として法第10条の届出又は第11条の通知の義務は免除されない（既に建築物でも工作物でもない⑤は除く）。

ただし、①や②のように工事着手に緊急を要し、真にやむをえない場合等にあってはこの限りではないが、工事着手後に行政指導により法第10条の届出に準じた報告を受ける。なお、その扱いは、個別具体の事例に即して判断を行う必要がある。

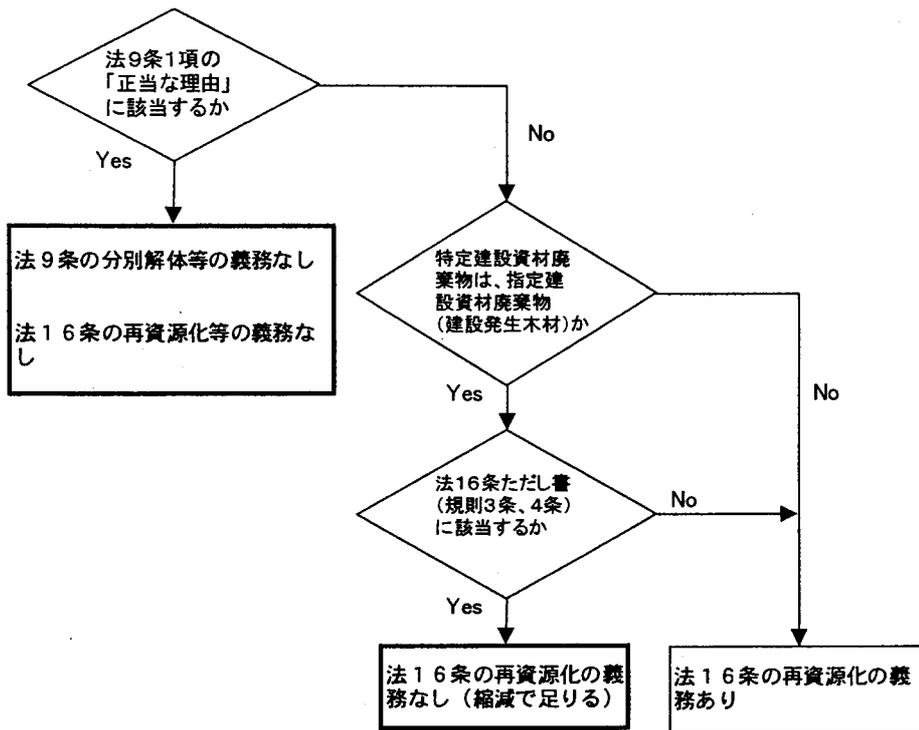
(2) 法第16条ただし書きに規定する「縮減をすれば足りる」事例（施行規則第3条関係）

木材については、工事現場から50km以内に再資源化施設があっても、再資源化施設が、下記のような事例等に該当し受け入れを拒否するときは、法第16条でいう施設が存しない場合とみなし、「縮減をすれば足りる」こととする。

- ①季節的な需給関係又は一時的な処理能力の問題により受け入れない場合（都道府県が区域と期間を限定した上で法第16条でいう施設が存しないとみなすことが前提）
- ②受け入れを剪定枝葉、生木、根株等に限定しており、建設発生木材を受け入れない場合
- ③特定の者との固定的な取引に特化しており、その他の者の建設発生木材を受け入れない場合

（参照 建設副産物リサイクル広報推進会議編集『建設リサイクル実務Q&A』P161）

図1-3-1 分別解体等及び再資源化等の義務の有無について



3) 対象建設工事の判断

(1) 判断基準

対象建設工事となるかの判断基準は、おおむね次のような視点をもとに判断する。

- ・発注者が同一か否か
- ・受注者が同一か否か
- ・契約が同一か否か
- ・工事箇所（同一地で複数棟の工事を行う場合などを含む）が同一か否か
- ・工種（建築物解体、建築物新築・増築、建築物修繕・模様替、工作物）が同一か否か
- ・対象建設工事の規模

①発注者が同一の受注者と契約する場合

発注者が同一の受注者と契約する場合は、次の a、b をもとに判断する。

a. 建築物の場合

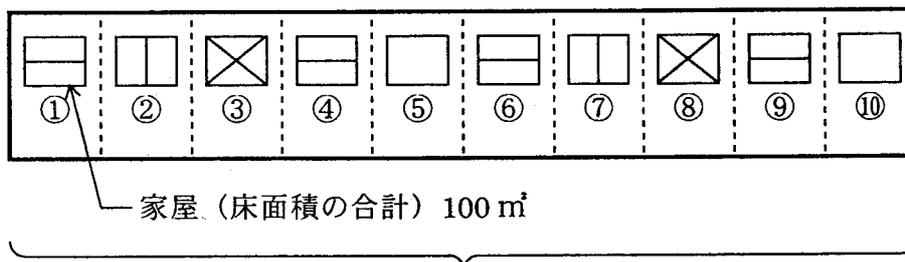
表 1-3-6

受注者との契約の種類	工事箇所	判断基準
同一契約	複数の工事箇所	1箇所あたりの工事ごとに対象建設工事であるかどうかで判断する
	同一の工事箇所	全体の工事規模で判断する（図1-3-2）
別契約	複数の工事箇所	1箇所あたりの工事ごとに対象建設工事であるかどうかで判断する
	同一の工事箇所	全体の工事規模で判断する（図1-3-3） ただし、施行令第2条第2項の「正当な理由」に基づいて契約を分割した場合は、この限りでない

（注）施行令第2条第2項にいう契約を分割した「正当な理由」とは、住宅販売業者等が分譲住宅を販売する際、分譲計画ごとに、同一の建設業者と継続して次の住宅を建築する契約を結ぶ場合等が考えられる。

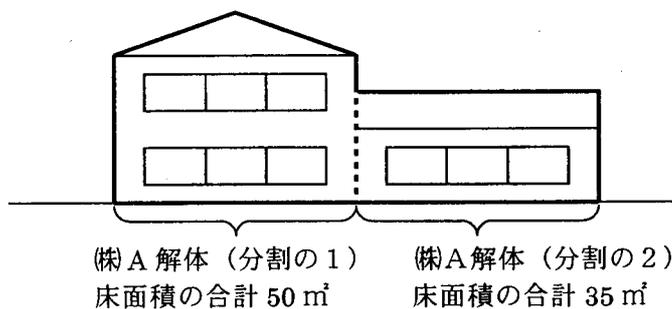
図 1-3-2

住宅販売会社等が同一地に100㎡の住宅を10棟、同一業者との契約により建築する場合



$100 \text{ m}^2 \times 10 \text{ 棟} = 1,000 \text{ m}^2 > \text{新築・増築 } 500 \text{ m}^2 \rightarrow \text{対象建設工事}$

図 1-3-3



同一の会社が別契約で請け負う場合は施行令第2条第2項の「正当な理由」に該当する場合を除き一契約で請け負ったとみなす。

$50 \text{ m}^2 + 35 \text{ m}^2 = 85 \text{ m}^2 > 80 \text{ m}^2$

→対象建設工事

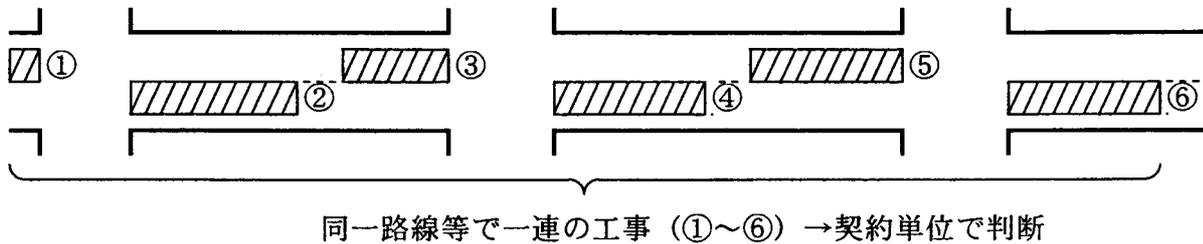
b. 建築物以外（土木工事等）の場合

建築物以外の土木工事などで、複数の箇所で工事を行う場合は、以下により対象建設工事かどうかを判断する。

イ. 同一路線等で複数の箇所を一連の工事として行う場合

道路補修工事や保線工事など、同一路線等で複数の箇所を一連の工事で行う場合は、対象建設工事として扱う。

図 1-3-4



ロ. 異なる場所に多数の軽微な工作物を設置する工事の場合

例えば、異なる場所に同一契約により1箇所50万円の看板を100箇所設置するような場合は、対象建設工事として扱わない。

②複数の工種にまたがる工事の場合

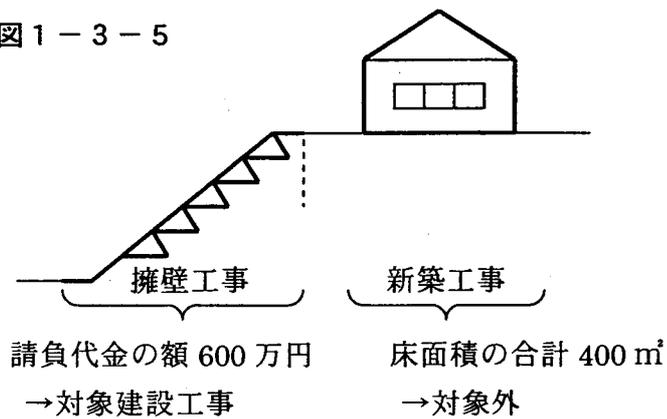
複数の工種にまたがる工事の場合は、次表1-3-7のとおり、それぞれの工種単位の床面積の合計、請負代金の額で対象建設工事であるかどうかを判断する。

表 1-3-7

工事内容の例	対象建設工事の扱い	政令 2条1項
同一地で床面積 100 m ² の住宅の解体工事と請負金額が 100 万円の擁壁の解体工事を同一業者と一の契約により同時に行う場合	住宅の解体工事のみ対象 建設工事	1号該当
同一地で床面積 100 m ² の住宅を解体し、100 m ² の住宅の新築工事を同一業者と一の契約により行う場合	住宅の解体工事のみ対象 建設工事	1号該当
同一地に床面積 400 m ² の建築物の新築工事と 600 万円の造成（擁壁）工事を同一業者と一の契約により行う場合（図 1-3-5）	造成（擁壁）工事のみ対 象建設工事	4号該当

（注）「同一地」の概念は、建築基準法施行令第1条第1号の敷地（一の建築物又は用途上不可分関係にある二以上の建築物のある一団の土地）とは異なる。

図 1 - 3 - 5

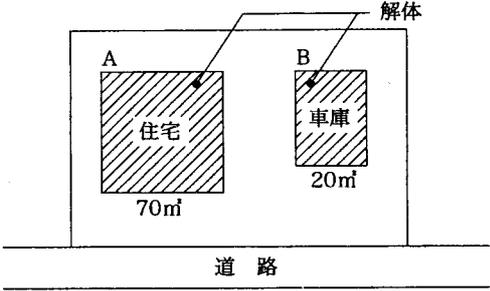
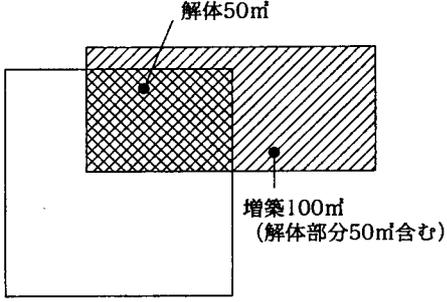
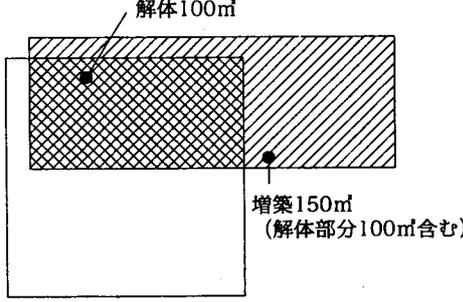
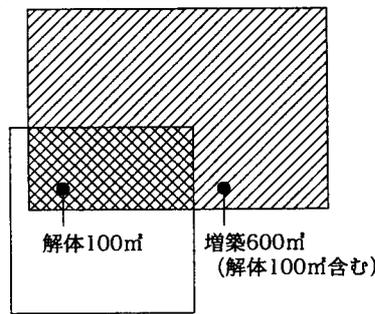


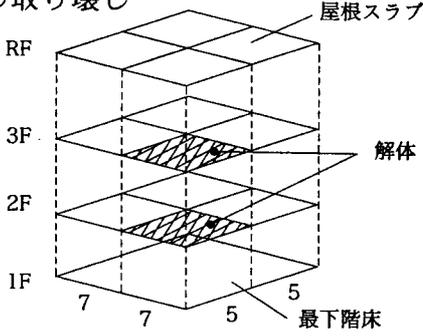
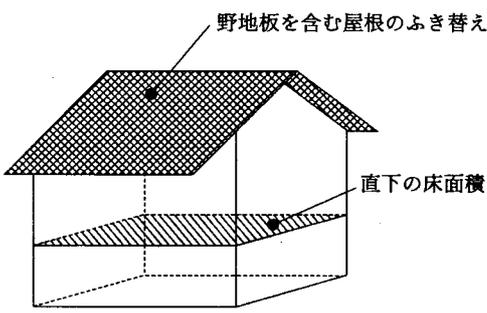
③建設工事の規模

対象建設工事に該当するか判断するため、建設工事の規模は以下により算定する。

- ・建築物の解体工事及び新築又は増築の工事における「床面積の合計」は、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 4 号で規定する延べ面積（建築物の各階の床面積の合計）による。
- ・床面積の算定対象とならない建築設備等は対象外とする（その場合でも解体工事業者の登録は必要）。
- ・具体の床面積の算定に係る対象建設工事の取り扱いについては、図 1 - 3 - 6 参照のこと。

図 1 - 3 - 6 床面積に係る対象建設工事の扱い

建設工事の例	床面積の算定	対象の適否
 <p>住宅 70m²</p> <p>車庫 20m²</p> <p>道路</p>	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A 70 m² + B 20 m² = 90 m² > 80 m² 	○
<p>解体 + 増築</p>  <p>解体50m²</p> <p>増築100m² (解体部分50m²含む)</p>	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体 50 m² < 80 m² <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築 100 m² < 500 m² 	×
<p>解体 + 増築</p>  <p>解体100m²</p> <p>増築150m² (解体部分100m²含む)</p>	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体 100 m² > 80 m² <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築 150 m² < 500 m² 	○
<p>解体 + 増築</p>  <p>解体100m²</p> <p>増築600m² (解体100m²含む)</p>	<p>工事に係る床面積の合計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解体 100 m² > 80 m² <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 増築 600 m² > 500 m² 	○

建設工事の例	床面積の算定		対象の適否
<p>床の取り壊し</p> 	<p>床の取り壊しは、解体建築物の構造耐力上主要な部分の床面積で判断する（屋根スラブ及び最下階の床は耐力上主要な床には含まない）</p>		
	<p>取り壊す部分の床面積 $\geq 80 \text{ m}^2$</p>		○
	<p>取り壊す部分の床面積 $< 80 \text{ m}^2$</p>		×
<p>屋根のふき替え</p> 	<p>屋根ふき替えは、屋根面積ではなく当該ふき替えに係る部分によって覆われた直下の床面積で判断する</p>		
	<p>床面積 $\geq 80 \text{ m}^2$</p>		○
	<p>床面積 $< 80 \text{ m}^2$</p>		×

4. 特定建設資材等の定義

1) コンクリート

コンクリート（セメントコンクリート）とは、「セメント」、「水」、「骨材（細骨材・粗骨材）」、「混和材料」を練り混ぜ硬化させたものをいう。

ALC版、スレート、骨材（細骨材または粗骨材）が含まれていないものは、特定建設資材のコンクリートに該当しない。

2) コンクリート及び鉄から成る建設資材

コンクリート及び鉄から成る建設資材とは、コンクリートと鉄筋等の鉄から成る建設資材で、「プレキャスト鉄筋コンクリート版」、「鉄筋コンクリート」等のことをいう。

3) 木材

特定建設資材である木材とは、法第2条第1項において定義されるように、土木建築に関する工事に使用される木材をいう。

なお、これらの工事に伴って発生する伐採材・伐根材、剪定枝葉等は建設資材ではない（よって特定建設資材に該当しない）。

廃棄物処理法上は、建設業に伴って発生する伐採材・伐根材は産業廃棄物であるが、地域の事情によっては市町村の焼却施設で受け入れを行い、焼却処分されることがある。

一方、施設の維持管理等に伴って発生する剪定枝葉は一般廃棄物とされる。

4) アスファルト・コンクリート

アスファルト・コンクリートとは、「瀝青材料（アスファルト）」、「骨材」、「フィラー」、「安定剤」等からなる材料のことをいう。

5) モルタル

一般的に、再資源化施設では、コンクリート塊とあわせてモルタルも受け入れ、再生砕石等への再資源化を行っている。ただし、ラス*が混入しているモルタルは受け入れが困難である場合が多く注意が必要である。

※ ラス（lath）：壁に塗るモルタルや漆くいを固定させるための金属製の網

6) リース材

コンクリート型枠、足場等のリース材については、工事現場で使用している間は建設資材となるものの、使用後はリース会社に引き取られるため、建設資材廃棄物として排出されるものではない（ただし、工事現場から廃棄物として排出された場合は特定建設資材廃棄物となる）。

（参考）

・平成11年11月10日付け 厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知

「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた根株、伐採木及び末木枝条の取扱について」

- ・平成13年6月1日付け 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」
- ・建設副産物リサイクル広報推進会議編集『建設リサイクル実務Q&A』p 86、181
- ・建設副産物リサイクル広報推進会議編集『建設リサイクルハンドブック』p 105

表1-4-1 特定建設資材に該当する具体的な資材

資材名	規格	特定建設資材名	
PC版	JIS A 5372	○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
鉄筋コンクリート		○	コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリート平板・U字溝等二次製品		○	コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材
コンクリートブロック	JIS A 5406	○	コンクリート
コンクリート製インターロッキングブロック		○	コンクリート
間知ブロック		○	コンクリート
テラゾブロック	JIS A 5411	△	(コンクリート)
軽量コンクリート		△	(コンクリート)
セメント瓦	JIS A 5401	△	(コンクリート)
モルタル		△	(コンクリート)
ALC版	JIS A 5416	×	
窯業系サイディング(押し出し成形版)	JIS A 5422	×	
普通れんが	JIS R 1250	×	
繊維強化セメント板(スレート)	JIS A 5430	×	
粘土瓦	JIS A 5208	×	
タイル		×	
改質アスファルト舗装		○	アスファルト・コンクリート
アスファルト・ルーフィング		×	
合板	JAS	△	(木材)
パーティクルボード	JIS A 5908	△	(木材)
集成材(構造用集成材)	JAS	△	(木材)
繊維板(インシュレーションボード)	JIS A 5905	△	(木材)
繊維板(MDF)	JIS A 5905	△	(木材)
繊維板(ハードボード)	JIS A 5905	△	(木材)
竹		△	(木材)
樹脂混入木質材(ハウスメーカー製品)		△	(木材)
木質系セメント板(木毛・木片)	JIS A 5404	×	

○：特定建設資材に該当する資材

△：再資源化施設によって受入条件が異なるため、再資源化施設で受け入れが可能であれば、()内の特定建設資材として再資源化施設に搬入して差し支えない資材

×：特定建設資材に該当しない資材

5. 分別解体困難物

分別解体が困難な建設資材（以下「分別解体困難物」という。）であっても、再資源化施設において受け入れが可能であれば、必ずしもその全てを分離し分別する必要はない。

なお、その場合においても、建設資材廃棄物については、廃棄物処理法等に従って適正に処理することが必要である。

例えば、分別解体困難物の例は以下のとおり。

- ・石膏ボード、タイル、天然石、モルタル等が付着したコンクリート
- ・断熱材が付着した木材等で分別が困難なもの
- ・コンクリート表面にアスファルト・コンクリート、アスファルト・ルーフィング等が薄く付着しているもの

（参考 建設副産物リサイクル広報推進会議編集『建設リサイクル実務Q&A』p152～153、Q82～83 参照）

（参考）

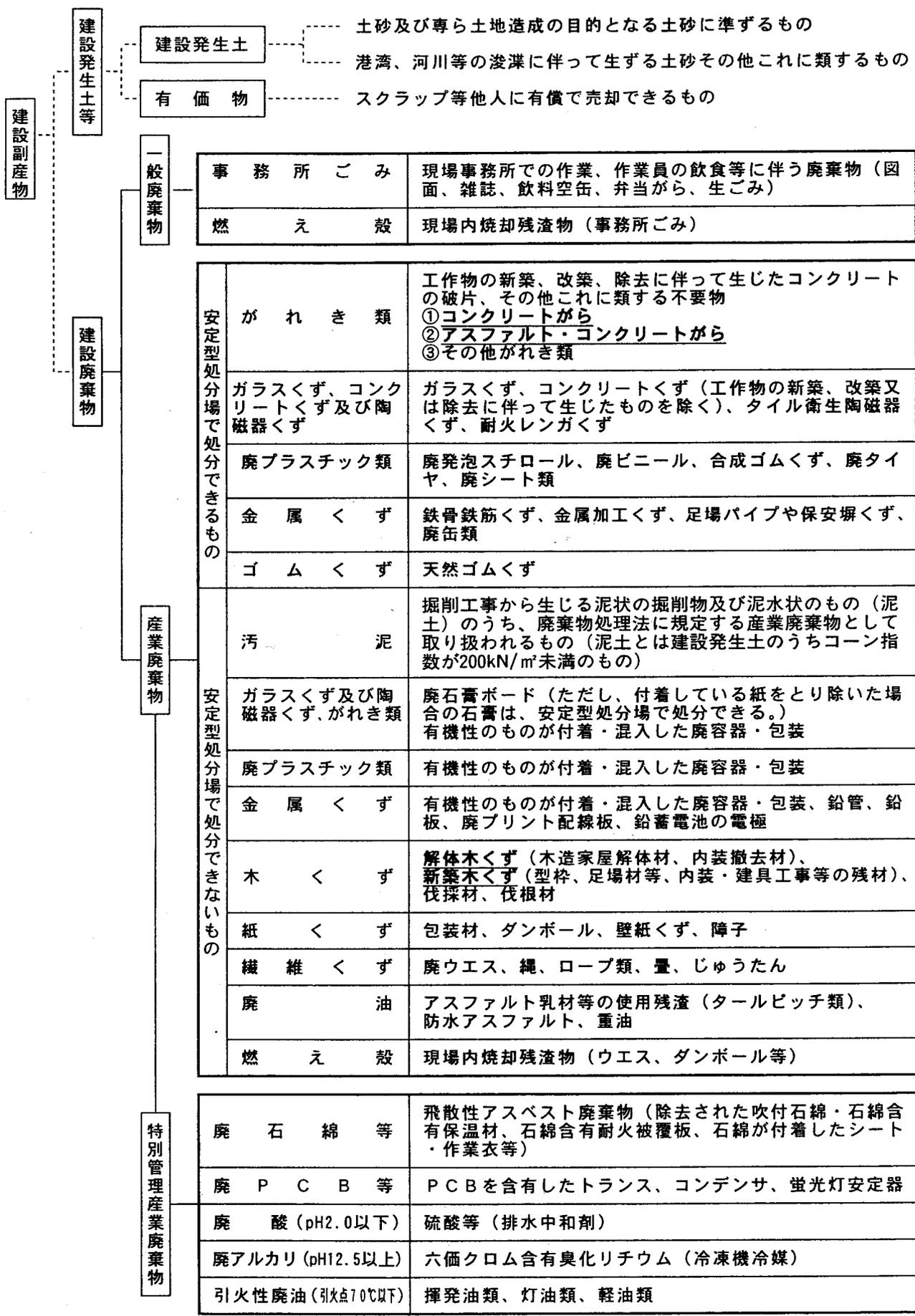
（1）建設副産物

建設副産物とは、建設工事に伴い副次的に得られるものをいい、工事現場外に搬出される土砂（いわゆる建設発生土）、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材のほか、建設汚泥、紙くず、金属くず、ガラスくずなどが含まれる。

これらは、廃棄物処理法により、「廃棄物」として定義されるもの、原材料として利用可能なものに分けられる。また廃棄物として定義されるが原材料として利用可能性があるものとしては、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設発生木材が、再生資源としてそのまま原材料となるものとしては、建設発生土や鉄くずなどがある。

（2）建設廃棄物

廃棄物は、廃棄物処理法第2条第1項により「ごみ、粗大ゴミ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）をいう。」と定義されている。さらに、廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されるが、産業廃棄物は、同法第2条第4項第1号で、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされ、さらに同法施行令第2条で14品目が指定されている。このうち、建設廃棄物は、産業廃棄物のうち、がれき類、汚泥、木くず、紙くず、繊維くず、廃プラスチック、ガラスくず及び陶磁器くずなど、建設工事により発生した廃棄物がこれに該当する。なお、土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの、港湾、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するものは、廃棄物処理法の対象となる廃棄物ではない。



建設発生土等

- 建設発生土: 土砂及び専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるもの
港灣、河川等の浚渫に伴って生ずる土砂その他これに類するもの
- 有価物: スクラップ等他人に有償で売却できるもの

建設副産物

一般廃棄物	事務所ごみ	現場事務所での作業、作業員の飲食等に伴う廃棄物（図面、雑誌、飲料空缶、弁当がら、生ごみ）
	燃え殻	現場内焼却残渣物（事務所ごみ）

建設廃棄物

安定型処分場で処分できるもの	がれき類	工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリートの破片、その他これに類する不要物 ①コンクリートがら ②アスファルト・コンクリートがら ③その他がれき類
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）、タイル衛生陶磁器くず、耐火レンガくず
	廃プラスチック類	廃発泡スチロール、廃ビニール、合成ゴムくず、廃タイヤ、廃シート類
	金属くず	鉄骨鉄筋くず、金属加工くず、足場パイプや保安堀くず、廃缶類
	ゴムくず	天然ゴムくず
	汚泥	掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水状のもの（泥土）のうち、廃棄物処理法に規定する産業廃棄物として取り扱われるもの（泥土とは建設発生土のうちコーン指数が200kN/m ² 未満のもの）
安定型処分場で処分できないもの	ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類	廃石膏ボード（ただし、付着している紙をとり除いた場合の石膏は、安定型処分場で処分できる。） 有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
	廃プラスチック類	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装
	金属くず	有機性のものが付着・混入した廃容器・包装、鉛管、鉛板、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極
	木くず	解体木くず（木造家屋解体材、内装撤去材）、 新築木くず（型枠、足場材等、内装・建具工事等の残材）、 伐採材、伐根材
	紙くず	包装材、ダンボール、壁紙くず、障子
	繊維くず	廃ウエス、縄、ロープ類、畳、じゅうたん
	廃油	アスファルト乳材等の使用残渣（タールピッチ類）、 防水アスファルト、重油
	燃え殻	現場内焼却残渣物（ウエス、ダンボール等）

特別管理産業廃棄物

廃石綿等	飛散性アスベスト廃棄物（除去された吹付石綿・石綿含有保温材、石綿含有耐火被覆板、石綿が付着したシート・作業衣等）
廃PCB等	PCBを含有したトランス、コンデンサ、蛍光灯安定器
廃酸 (pH2.0以下)	硫酸等（排水中和剤）
廃アルカリ (pH12.5以上)	六価クロム含有臭化リチウム（冷凍機冷媒）
引火性廃油 (引火点70℃以下)	揮発油類、灯油類、軽油類

第2章 届出書等の審査等

1. 届出の定義

1) 届出

届出は、行政手続法上、当該届出が、法第10条第1項及び省令に定める届出の形式上の要件に適合している場合は、法第10条第1項及び政令により当該届出の提出先とされている機関（都道府県又は政令第8条第1項から第3項までに掲げる建築主事を置く市町村又は特別区）の事務所に届出書が到達したときに届出をすべき手続きの義務が履行されたものとなる。

また、届出書が市町村を経由する場合は、届出書が当該届出の提出先とされている機関の事務所に回付され、担当者による審査の結果、担当者が届出の形式上の要件等を満たしていると判断した時点において、遡及して当該届出書が市町村の窓口に提出された日をもって届出日とする。

なお、公共工事の場合は第3章の「通知書の受理等」による。

2) 届出の無効

提出された届出書が、届出の形式上の要件を満たしていない場合、届出として成立しない。この場合、提出された届出書は単なる資料にすぎないこととなり、受理はできない。

なお、形式上の要件とは、届出書の様式上で必要な記載事項が適切に全て記載されるとともに必要な添付図書が全て添付されていることをいう。

3) 変更届出

変更届出は、対象建設工事の着手前に限って届出事項に変更がある場合又は変更命令により変更届出が必要な場合に行うものである。

対象建設工事の着手後に届出事項を変更する場合については変更届出を行う必要はないが、法第9条第1項に定める分別解体等の実施義務を遵守するとともに、施行規則第2条に定める分別解体等に関する基準に従い適正な分別解体等を行う必要がある。

なお、工事の規模を変更した場合、受注者が変わった場合などの工事の前提条件が変わった場合については、変更届出を行うことが必要である。

4) 変更命令

届出書を受理する行政庁は、法第10条第3項により、その届出に係る分別解体等の計画が施行規則第2条で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から7日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずることができることとなっている。

なお、届出は工事に着手する日の7日前までに行わなければならないが、その一方で、変更命令は、届出を受理した日から7日以内に限り行うことができることとなっている。この場合、日数の数え方は民法第140条の規定により、それぞれ当日を含まないこととなるので、「工事着手する日」と「措置命令の期限日」が同日になる。

表2-1-1

	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1
届出	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日
		<u>届出日</u>							<u>着手日</u>
変更命令			1日後	2日後	3日後	4日後	5日後	6日後	7日後
			届出を受理した日から7日以内に限る						

5) 工事途中における届出

対象建設工事でない工事が工事変更等により対象建設工事となった場合は、速やかに届出を行う必要がある。

6) 届出がなく対象建設工事が施工された場合

届出がなく対象建設工事が施工された場合は、法第51条に基づき20万円以下の罰金に処せられることとなっている。

2. 届出書等の受理

1) 届出書等を受理する窓口等

(1) 受理の窓口

届出書及び変更届出書（以下「届出書等」という。）を受理する窓口は、当該対象建設工事が施工される区域を所管する都道府県又は特定行政庁（以下この章において「届出書受理行政庁」という。）の担当者（以下「受理者」という。）とし、第3セクター又は民間の指定確認検査機関では受理できない。

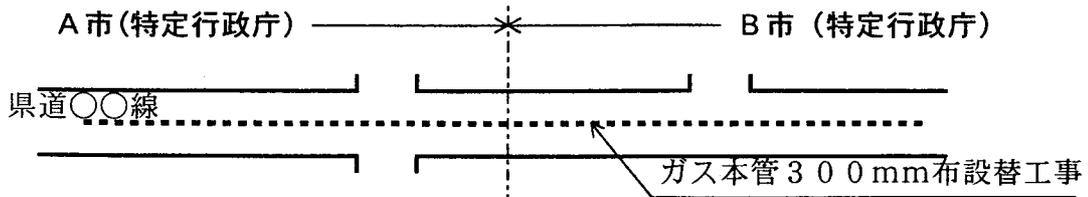
なお、市町村を経由して知事に届出を行う場合は、当該都道府県の定めるところによる。

(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（都道府県知事又は建築主事を置く市町村・特別区の長）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の届出書受理行政庁のすべてに対し届出及び変更届出（以下「届出等」という。）を行うものとする。

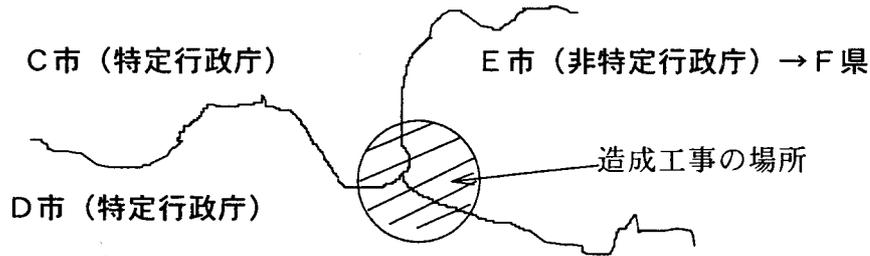
図 2 - 2 - 1

例 1) 2つの特定行政庁にまたがる場合



※この場合、A市及びB市双方に届出する。

例 2) 3つの特定行政庁にまたがる場合



※この場合、C市、D市及びF県に届出する。

(注) 特定行政庁とは建築基準法で規定する建築主事を置く都道府県、市町村又は特別区の長をいう。

(3) 限定特定行政庁の取扱い (市町村)

政令第 8 条第 2 項により、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物 (その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。) にあつては、当該限定特定行政庁の長が行なうものとする。

(4) 限定特定行政庁の取扱い (特別区)

政令第 8 条第 1 項により、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く特別区の区域において施工される対象建設工事に係るもののうち、同項の第 1 号から第 6 号までに掲げるものは当該特別区の長が行う。ただし、建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令 (昭和 25 年政令第 338 号) 第 149 条第 1 項各号に掲げる建築物等 (同項第 2 号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。) に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行うものとする。

(5) 個人情報の取扱い事務の届出

届出書等は個人情報である。都道府県又は市区町村によっては、個人情報の保護に関する条例・規則等により、個人情報を取り扱う事務が発生した場合、都道府県知事又は市区町村の長に対し、個人情報を取り扱う事務の名称、組織等について届出を行わなければならない場合があるので注意を要する。

2) 届出書等の受理日等

(1) 届出書等の受理日

届出書等の受理日は、平成 14 年 5 月 30 日以降の、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を除く平日とする。

平成 14 年 5 月 29 日以前に契約又は着手した工事については、法の附則第 2 条の規定により、対象建設工事とはならない。

なお、請負契約による場合及び自主施工による場合ともに、平成 14 年 5 月 30 日に届出を行った場合は、届出から 7 日間は工事に着手できないため、平成 14 年 6 月 6 日以降に工事の着手が可能となる。

(2) 届出書等の受理時間

届出書等の受理時間は、届出書受理行政庁が定める業務時間内とする。

(3) 届出日等

法第 10 条第 1 項に基づき、工事に着手する日の 7 日前までに届出等がされていること。この 7 日間には、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を含むものとする。

3) 届出者の確認等

(1) 届出等の方法

届出等は、原則として発注者本人又は自主施工者本人が、届出書受理行政庁に出向き受理者に対し届出書等を提出することを原則とする。ただし、発注者本人の代理として届出等を行う者（以下「代理者」という。）が届出等を行う場合及び発注者本人に代行して届出書等を提出する者（以下「代行者」という。）が届出書等の提出を行う場合であっても差し支えない。

この場合、受理者は、窓口において発注者本人、自主施工者本人、代理者、代行者の別を口頭で確認するものとする。なお、やむを得ない事情により郵送、宅配便等により届出書等が送付された場合はこれを受理するものとする。

(2) 代理者及び代行者の要件

- ・ 建築士は報酬を受けて代理者又は代行者となることができる。
- ・ 行政書士は報酬を受けて代行者となることができる。ただし、平成 14 年 7 月 1 日以

降（行政書士法の改正により）は報酬を受けて代理者にもなることができる。

- ・ 建築士及び行政書士以外の者は、報酬を受けて代理者又は代行者となることができな
い。ただし、無報酬で代理者又は代行者となることができる。

（３）発注者本人の届出等の場合

発注者本人又は自主施工者本人が届け出る場合は、本人であることを証明する書面等の提示は必要ない。

（４）代理者の届出等の場合

代理者が届け出る場合は、委任状の提出が必要である。委任状の様式は任意とするが、第５章に示す様式を標準とする。

なお、委任状には、発注者の署名・押印がされていること。

（５）代行者の提出の場合

代行者が届出書等を提出する場合は、委任状の提出は必要ない。

（６）法人の場合

発注者又は自主施工者が法人の場合、代表者本人でなく社員が代理で届け出る場合は、委任状の提出が必要である。

（７）受理の記録

届出書の受理にあたっては、届出等の記録を残すため、届出書等に受理日を入れた枠印やスタンプ等により印字するとともに、発注者本人又は自主施工者本人若しくは代理者又は代行者が希望する場合は、届出書等の複写又は受領書を交付することが望ましい。

また、受領書の様式は任意とするが、第５章に示す様式を標準とする。

なお、市町村を經由して知事に届出を行なう場合は、当該都道府県の定めるところによる。

３．届出書等の様式及び記載事項

１）届出書等の様式等

（１）届出書の様式等

①届出書の様式

届出書の様式は、省令第２条第２項に基づき、別記様式第一号による届出書の様式を使用していること。

②別表（分別解体等の計画等）

届出書中に示すとおり、届出書には省令の別記様式第一号による別表が添付されている

こと。また、別表は以下の 1 ～ 3 のうち、工事の種類により該当するものが添付されていること。

- a. 建築物に係る解体工事については別表 1
- b. 建築物に係る新築工事等については別表 2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3

③添付図書（工程の概要を示す別紙）

届出書中に示すとおり、届出書に工程の概要を記載することができないときは、別紙（工程表）を添付するものとする。その様式は任意とするが、第 5 章に示す様式例及び記載例を標準とする。

なお、届出書の様式では工程に関する記述スペースが狭いため、極力、工程表を添付することが望ましい。

④添付図書（設計図又は写真）

省令第 2 条第 3 項に基づき、届出書には建築物等の設計図又は現状を示す明瞭な写真が添付されていること。

なお、設計図又は写真は、受理者が審査に際して建築物等の概要を把握するために必要なものである。

- a. 設計図の場合は建築物等の性状に応じた必要な図面（立面図等）を添付するものとし、サイズは原則として A4 とするが、A4 以外のサイズの場合は A4 の大きさに折りたたむものとする。
- b. 写真の場合は全体的な外観写真を 1 面以上 A4 サイズの台紙に貼付するものとし、写真のサイズはサービスサイズ、キャビネ判、パノラマ判等とする。

なお、写真はカラーとし、インスタント写真、デジタルカメラで撮影した写真（プリントアウトしたものに限る。）であっても支障ない。

⑤添付図書（案内図）

案内図の添付は、省令には定められていないが、届出書受理行政庁が必要と認めるときは、行政指導又は条例・規則等の定めるところにより案内図の添付を求めることとする。

案内図は、当該対象建設工事を含む地域の部分を含む地図等に、当該対象建設工事を施工する場所を朱色で着色して明示したものとし、サイズは A4 とする。

なお、その様式は任意とするが、第 5 章に示す記載例を標準とする。

（2）変更届出書の様式

①変更届出書の様式

変更届出書の様式は、省令第 3 条第 2 項に基づき、別記様式第二号による変更届出書

(以下「変更届出書」という。)を使用していること。

②別表（分別解体等の計画等）

変更届出書中に示すとおり、変更届出書には省令の別記様式第二号による別表が添付されていること。また、別表は以下の 1～3 のうち、工事の種類により該当するものが添付されていること。

- a. 建築物に係る解体工事については別表 1
- b. 建築物に係る新築工事等については別表 2
- c. 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3

③工程の概要を示す別紙

変更届出書中に示すとおり、変更届出書に工程の概要を記載することができないときは、別紙（工程表）を添付するものとする。その様式は任意とするが、第 5 章に示す様式例及び記載例を標準とする。

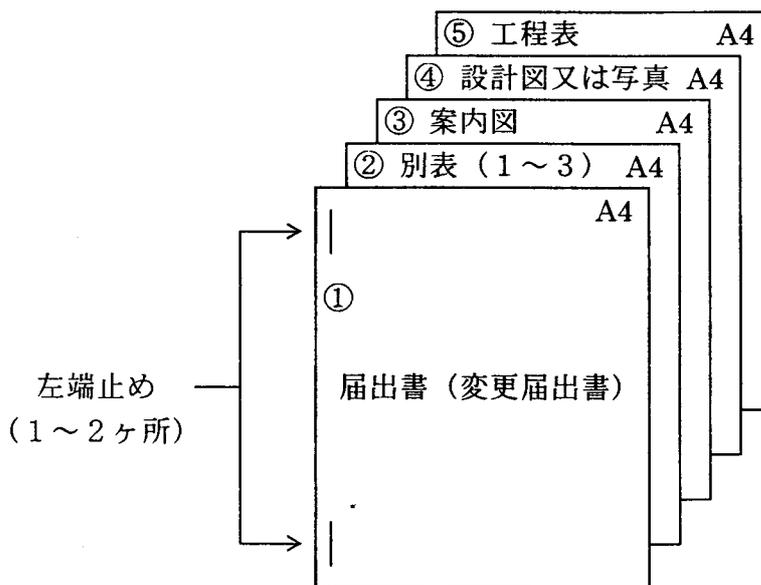
④添付図書

添付図書（設計図又は写真、案内図）は、届出書と同様に作成し添付されていること。

（3）届出書等の綴り方

届出書等の綴り方は、①届出書（変更届出書）、②別表（1～3のいずれか1枚）、③案内図（行政指導等により添付する場合）、④設計図（立面図等）又は写真（外観写真）、⑤工程表の順に綴り、左側 1 箇所又は 2 箇所が固定されていること。なお、両面複写であっても差し支えない。

図 2-3-1 届出書（変更届出書）の綴り方



(4) 届出書等の提出部数

届出書等の提出部数は原則として1部とし、受理後は返却しない。発注者又は自主施工者の本人若しくは代理者又は代行者は、あらかじめ複写を作成しこれを保管することが望ましい。

なお、届出書受理行政庁が複数提出の必要があると認めるときは、当該届出書受理行政庁が条例、規則等により定めるものとする。

2) 届出書等の記載事項

(1) 届出書等の記載の基本的事項

届出書等は日本語で記載されていること。また、手書きの場合は万年筆、ボールペン等により記載されていること。

なお、ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語でプリントアウトしたものであっても差し支えない。この場合、ポイント数が多少異なることや枚数が2枚になった場合においても、その内容が別記様式第一号又は別記様式第二号と同じであればよい。

(2) 届出書等の様式の備付け

届出書等の様式は、届出書受理行政庁に備付けておく必要がある。また、電子情報として届出書受理行政庁の管理するホームページからダウンロードができることが望ましい。

また、届出書受理行政庁は、行政サービスとして、記載要領及び記載例等を示す「届出の手引き」等を作成し、窓口で備付けておくことが望ましい。

(3) 届出書の記載事項

①年月日

年月日が記載されていること。また、月日は届出の当日であること。

例)・平成14年5月30日

②届出書のあて先(知事又は市区町村長)

届出書のあて先が記載されていること。また、知事又は市区町村長のうち該当するどちらかを○で囲むか、不要な方を二重線で消してあること。

なお、委任規則等により地方行政機関の長に事務を委任する場合は、知事を地方行政機関の長に読み替えるものとする。

例)・○○県知事

~~＝市区町村長＝~~

③発注者又は自主施工者の氏名・住所

a. 発注者又は自主施工者の氏名の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号、名称

又は代表者の氏名の記名・押印がされ、カタカナで振り仮名が付けられていること。

また、発注者又は自主施工者が外国人である場合は、その氏名はカタカナで記載されていること。

なお、押印は実印である必要はなく認印程度で差し支えない。ただし、法人の場合は代表者印とする。

例)・^{コクドタロウ}国土太郎
・^{マルマルジュウタクカイハツ}〇〇住宅開発(株)

b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所(工事中に転居する場合は、転居先の住所を余白に併記すること)、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)の所在地が記載されていること(登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地が記載されていること)。

例)・〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇 1000 番地

(転居先: 〇〇県〇〇市〇〇二丁目 1 番 3 号 〇〇荘)

c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号(工事中に転居する場合は、転居先の住所の郵便番号を余白に併記すること)、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)の所在地の郵便番号が記載されていること(登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地の郵便番号が記載されていること)。

例)・(郵便番号〇〇〇-××××)

d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の所有する電話番号(工事中に転居する場合は、転居先に連絡可能な電話番号を余白に併記すること)、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)に置かれている電話番号が記載されていること。

例)・電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(転居先: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

④工事の概要の欄

a. 工事の名称が記載されていること。

例)・〇〇邸解体工事
・〇〇駐車場新設工事

b. 工事の場所が記載されていること。また、都道府県名、市区町村名、郡名、町名、大字・字名、丁名、地番、筆に至るまで記載されている必要がある。ただし、番地、筆はすべてでなく工事場所を代表するものでよい。当該対象建設工事が複数の行政庁(都道府県又は市区町村)の区域にまたがる場合は、複数の行政庁の工事場所の代表番地等が記載されていること。

なお、離島等で地番がないなどの場合については、行政指導等により案内図に対象建設工事の場所を明示させる必要がある。

例)・〇〇県〇〇市〇〇町三丁目7番1号(△△県××市●●町一丁目4番2号)
c. 工事の種類は、該当する工事のチェックボックスにチェックマークが付されていること。

例)・建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

d. 工事の規模は、該当する工事の記載欄に、用途、階数、工事対象床面積又は請負代金の額が記載されていること。請負代金の額には消費税及び地方消費税の額を含む。

なお、工事規模及び請負代金の額が対象建設工事となる基準に満たない場合は、届出書を受理できない。

例)・建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象面積 100m²

e. 請負・自主施工の別は、該当するどちらかの方法のチェックボックスにチェックマークが付されていること。

例)・請負 自主施工

⑤元請業者の欄

請負契約により施工する場合の記載は以下による。

なお、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要である。

a. 元請業者の欄は、個人の場合は氏名、法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名が記載されていること(契約の権限が支社長などに委任されている場合は支社長名でもよい)。また、カタカナで振り仮名が付けられていること。

なお、元請業者が外国人の場合は、その氏名はカタカナで記載されていること。

例)・^{コクドタロウ}国土太郎 ・^{マルバツカイタイコウギョウ}○×解体興業(株)

b. 住所の欄には、個人の場合は本人の住所、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)の所在地が記載されていること(登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地が記載されていること)。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所が併記されていること。

例)・〇〇県〇〇郡〇〇町大字〇〇字〇〇1000番地

(現場事務所:〇〇県〇〇市〇〇町一丁目2番1号)

c. 郵便番号の欄には、個人の場合は本人の住所の郵便番号、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)の所在地の郵便番号が記載されていること(登記上と事実上の所在地が異なる場合は、事実上の所在地の郵便番号が記載されていること)。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所の住所の郵便番号が併記されていること。

例)・(郵便番号〇〇〇-××××)(現場事務所の郵便番号:〇〇〇-××××)

d. 電話番号の欄には、個人の場合は本人の電話の番号、法人の場合は主たる営業所(本社、本店など)に置かれている電話番号が記載されていること。

なお、現場事務所が設置される場合は、現場事務所に置かれている電話の番号が併記されていること。

例)・電話番号〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇(現場事務所:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

e. 許可番号(登録番号)は、建設業又は解体工事業のいずれか該当する方の必要事項が記載されていること。

建設業の場合は、業種(土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業の別)、大臣又は知事のいずれかのチェックボックスへのチェックマーク、建設業許可番号、主任技術者(監理技術者)の氏名が記載されていること。

解体工事業の場合は、当該解体業者の登録をした行政庁、解体工事業の登録番号、技術管理者氏名が記載されていること。

なお、主任技術者(監理技術者)又は技術管理者が外国人の場合はカタカナで記載されていること。

例)・建設業許可 〇〇県 大臣知事 〇〇〇〇号(建築工事業)
主任技術者(監理技術者)氏名 解体次郎
・解体工事業登録 〇〇県 知事 △△△号
・技術管理者氏名 新築一郎

⑥対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定により説明を受けた年月日の欄
元請業者から説明を受けた当日の年月日が記載されていること。ただし、請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要である。

例)・平成〇〇年〇〇月〇〇日

⑦分別解体等の計画等の欄

別表1～3について記載内容を確認する。(「4. 別表(分別解体等の計画等)の審査」参照)

⑧工程の概要

対象建設工事の着手年月日、完了年月日(分別解体等が完了する日)及び工種、工種ごとの施工順序、工種ごとの施工日数、全体工事日数等が記載されていること。

なお、届出書中にスペースの関係などから記載できない場合は、別紙により工程の概要を確認する。

工程の標準及び別紙の工程表の様式については、第5章に示す標準工程及び標準様式による。

⑨受付番号

受付番号は、届出書受理行政庁の受理者が記載するものであり、年度、都道府県名、市区町村名、工事の種類、通し番号等により、後日の集計等が容易となるよう配慮する。

(4) 変更届出書の記載内容

法第 10 条第 2 項の規定により、その届出に係る事項のうち省令で定める事項を変更しようとするときは、その届出に係る工事に着手する 7 日前までに届け出るものとする。

①届出書の記載事項に係る変更事項

以下の記載事項に変更が生じる場合は、変更届出書を提出するものとする。

- ・届出者の商号、名称又は氏名及び住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・工事の規模
- ・請負契約によるか、自ら施工するかの別
- ・元請業者の商号、名称又は氏名及び住所、法人にあっては代表者の氏名
- ・建設業法の許可をした行政庁の名称及び許可番号(元請業者が建設業許可業者の場合)
- ・主任技術者又は監理技術者の氏名(同上)
- ・解体工事業の登録をした行政庁の名称及び登録番号(元請業者が解体業登録業者の場合)
- ・技術管理者の氏名(同上)
- ・元請業者から法第 12 条第 1 項の規定による説明を受けた年月日

②別表 1～3(分別解体等の計画等)の記載事項に係る変更事項

以下の記載事項に変更が生じる場合は、変更届出書を提出するものとする。

- ・使用する特定建設資材の種類(新築・増築・維持・修繕・模様替)
- ・工事の種類(土木工事等)
- ・建築物に関する調査の結果
- ・工作物に関する調査の結果(土木工事等)
- ・工事着手前に実施する措置の内容
- ・工事着手の時期
- ・工程ごとの作業内容及び解体方法
- ・工事の工程の順序
- ・建築物に用いられた建設資材の量の見込み(建築物に係る解体工事)
- ・工作物に用いられた建設資材の量の見込み(解体工事のみ(土木工事等))
- ・廃棄物発生見込量
- ・備考

(5) 変更の届出が必要ない場合

変更届出書等の提出が必要なのは、工事着手前に変更が発生した場合に限られ、変更に係る届出書等の提出から7日を経過し、既に着工している場合には、計画に変更があった場合でも変更届等の提出は不要である。

しかし、分別解体等の実施義務や分別解体等の実施基準は当然適用されることから、必要に応じて随時分別解体等の計画を変更しながら適正な分別解体等を実施すべきであることに変わりはないことに留意すること。

(6) 変更届出書の受理に当たっての注意点

①必ず記載されているべき事項

変更届出書等の受理に当たっては、当該変更届出書（様式第二号）に必ず次の事項が記載されていなければならない。なお、届出書等の受理証などを届出者に交付している場合には受付通し番号などを記載し整理することで関連の対象工事を特定しやすくなる。

- ・届出日付
- ・宛名（知事若しくは市区町村長）
- ・届出者の住所・氏名
- ・工事の概要のうち、工事の名称、工事の場所及び工事の種類
- （・受付番号）

②別表1～3（計画書）のみの変更の場合

届出書（様式第一号）の内容に変更がなく、別表（計画書）に係る分別解体等の計画のみに変更が生じた場合であっても、当該別表（計画書）だけでなく、変更届出書（様式第二号）の提出が必要である。この場合でも、変更届出書の記載事項のうち、届出日付、宛名（知事若しくは市区町村長）、届出者の住所・氏名及び工事の概要のうち、工事の名称、工事の場所及び工事の種類の記載は必須となることに注意する。

なお、計画変更に係る届出書等の提出から既に7日を経過し、既に着工している場合には計画に変更があった場合でも変更届出書等の提出は不要である。

(7) 変更届出書等に係る記載事項の確認

届出事項に係る変更は、変更届出書等でその変更内容を把握することになる。

変更届出書の「変更箇所」欄のチェックボックスにチェックされた項目に対応する右側の各欄に変更後の内容が記載されていることを確認する。

なお、「工事の概要」、「建築物の構造」欄など、変更のあり得ない事項については「変更箇所」欄のチェックボックスは設定されていない。これらの事項について、錯誤による変更がある場合は当初提出された届出書を訂正させることにより対応するが、明らかに異なる場合は、届出書等を再提出させる必要がある。

3) 届出書等の記載内容の訂正等

受理者は、届出書等の受理にあたり、必須記載欄の記載漏れ、記載事項の誤り等を発見した場合は、届出としての要件を満たしていないため受理できない。このため、届出書の提出時に記載漏れや記載事項の誤り等を発見した場合は、極力その場で追加記載又は記載事項の訂正を指導するものとする。

(1) 発注者又は自主施工者の本人が届出等をする場合

受理者は、届出書等の提出時において、本人に追加記載又は記載事項の訂正を求める。

(2) 代理者が届出等をする場合

受理者は、届出書等の提出時において委任状が併せて提出された場合は、代理者に追加記載又は記載事項の訂正を求める。

(3) 代行者による提出の場合

受理者は、代行者による届出書等の提出の場合は、形式上の要件を満たしていない場合であっても、代行者に対し、追加記載又は記載事項の訂正を求めることはできない。

このため、提出されたものは届出として成立していないため単なる資料にすぎず、この場合、未受理となるため、速やかに発注者本人（又は自主施工者本人）にその旨を連絡する必要がある。

(4) 受理後に訂正を求める場合

受理者は、届出書等の受理後に追加記載又は記載事項の変更を求める必要がある場合は、行政指導により追加記載又は記載事項の訂正若しくは差し替えを求めるものとする。

また、法第 10 条第 3 項の規定により分別解体等の計画の変更の必要があると認めるときは、分別解体等の計画の変更その他必要な措置を命ずる必要がある。

(5) 受理した日から 7 日が経過した場合

届出書等を受理した日から 7 日が経過した場合、届出内容の変更を命ずることはできない。

4) 届出書等受理の届出書受理行政庁内部での確認

届出書等の届出書受理行政庁の内部における受理確認は、届出書等に決裁用枠印等を押し簡易的に行うことが望ましいが、その取扱いは都道府県又は特定行政庁の定めるところによる。

なお、届出書等は、届出書受理行政庁において台帳に記録し保管することが望ましい。

5) 届出書等の保管等

届出書等は個人情報である。このため、都道府県又は市区町村が定める個人情報の保護に関する条例・規則等に基づき、個人情報である届出書及び変更届出書の漏洩、滅失及びき損等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる必要がある。

届出書等及び台帳に関して情報開示請求等があった場合には、当該条例・規則等を踏まえ、個人情報の保護について適切な対応を行う必要がある。

なお、届出書等及び台帳の保管期間は都道府県又は市区町村の定めるところによるものとし、保管期間終了後は、保有の必要がなくなった個人情報について、適正な方法により速やかに消去・廃棄する必要がある。

4. 別表（分別解体等の計画等）の審査

分別解体等の計画等の受理にあたっては、対象建設工事の種類により別表 1、2 又は 3 が添付されている必要がある。

- ・ 建築物に係る解体工事 . . . 別表 1
- ・ 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替） . . . 別表 2
- ・ 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等） . . . 別表 3

1) 建築物に係る解体工事（別表 1）

(1) 建築物の構造

解体する建築物の構造の種類により、該当するチェックボックスにチェックマークが付されていること。混構造の場合には該当する構造全てにチェックマークが付されていること。

(2) 建築物に関する調査の結果

①建築物の状況

建築物のおおよその建築年又は築年数等について記載されていること。届出建物が複数棟の場合などには、その旨について記載されていること。

例)・昭和 38 年築

- ・ 築 40 年、母屋及び納屋の 2 棟
- ・ およそ築 50 年、屋根に破損部分あり

など

②周辺状況

工事現場の周辺の状況について具体的に記載されていること。例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少、周辺民家の状況、病院、幼稚園、小学校などに隣接していないかなど、周辺状況について具体的にその状況が記載されていること。

また、隣家の建物に近接しているなど、工事現場の状況により工事の施工に注意が必要

な場合は、その旨が記載されていること。

周辺状況の記載は、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。人家の密集地や病院の隣接地の場合等について記載されていること。

例)・敷地は〇〇団地内、建物が隣地と近接(約1m)

- ・周辺畑地
 - ・隣接地に病院あり
 - ・住宅地
 - ・水田、農道(幅員3m)あり、交通量少ない
 - ・市街地、前面道路(片側2車線、幅員約22m)、交通量多い
- など

③作業場所の状況

解体用機械の設置場所、分別解体を行うための作業場所等の状況等について、具体的に記載されていること。広さは十分か、障害物はないかなど、分別解体のために想定される作業場所の現状が具体的に記載されていること。また、現状で作業場所がない場合にもその旨が記載されていること。

例)・100㎡確保可能なため、支障なし

- ・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし
- など

④搬出経路の状況

廃棄物の発生する現場から、搬出を行なう道路までの搬出経路の状況について記載されていること。段差、樹木、工作物などの障害物の有無、経路における舗装の有無、砂利敷き等の状況、搬出に利用する道路までの距離や道路の幅員、通学路該当の有無、交通規制の状況などが記載されていること。

例)・搬出経路に立木あり、未舗装、道路まで約10m

- ・およそ50cmの段差あり、舗装なし、道路(幅員2m)まで5m
 - ・前面道路幅員4m、大型車両通行不可
- など

⑤残存物品の有無

解体する建築物の内部や敷地内における家電製品、タンス等の残存物品の有無について記載されていること。

⑥付着物の有無

解体する建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について記載されていること。

また、付着物がある場合には「(3) ④その他」欄に事前措置の内容が記載されている

こと。

⑦その他

建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。

また、有害物質の発生がある場合には「(3) ④その他」欄に事前措置の内容が記載されていること。

例)・変電施設、PCB 使用トランス
など

(3) 工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所の確保

「(2) ③作業場所の状況」で作業場所が十分に確保できない旨の記載が有る場合には、具体的な対策が記載されていること。確保できている場合も作業場所について記載してあること。また、着手と同時になければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

例)・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する

- ・立木の除去を行う
- ・着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する
- ・敷地が狭いため道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得る

など

②搬出経路の確保

「(2) ④搬出経路の状況」で障害物があると記載されている場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「支障なし」等と記載されていること。また、搬出に利用する道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

例)・搬出用車両を入れるため鉄板を敷地内に敷設

- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
- ・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する
- ・前面道路の幅員が狭いため2 tトラックにて搬出する。

など

③残存物品の搬出の確認

「(2) ⑤残存物品の有無」で残存物品があると記載されている場合には、その措置等について記載されていること。

例)・生活残存物品については発注者が工事前までに適正に処理するなど

④その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。

また、「(2) ⑥付着物の有無」欄に付着物がある旨の記載がある場合や、「(2) ⑦その他」欄に有害物質が存在する旨の記載がある場合にはその対処について記載されていること。

例)・自治会との協議済み

- ・周辺住民への周知
- ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施
- ・PCB 使用機器の適正処理

など

(4) 工事着手の時期

届出受理日から 7 日経過日以降の日付が記載されていること。7 日経過日より前の日付が記載されている場合には、計画の変更を求める必要がある。

例) 9 月 1 日に着工予定であれば、8 月 25 日以前に届け出る必要がある。

...	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1 ...
...	8 日前	7 日前	6 日前	5 日前	4 日前	3 日前	2 日前	1 日前	当日 ...
		←届出日							着工日

(5) 工程ごとの作業内容及び解体方法

①建築設備・内装材等

建築設備及び内装材等の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが省令に定められている。機械併用の場合にはその理由が記載されていること。

建築設備には、原則として軒樋、豎樋等は含まず、受水槽や室内の建築設備を対象とする。また、軒樋、豎樋等は外装材として取り扱う。

なお、機械併用の理由として工期短縮のため等の理由は、法の趣旨から認められない。

②屋根ふき材

屋根ふき材の取り外しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。この工程における分別解体等の方法は、原則として手作業であることが省令に定められている。機械併用の場合にはその理由を記載する必要がある。

また、瓦等が存在しない場合、屋根ふき材の取り外しは「無」となる。

機械併用の理由としては、屋根版の腐朽、トタン屋根のため滑りやすい、などの理由により、屋根上での作業に危険が伴う場合などがある。

なお、上記①と同様に単なる工期短縮のために機械併用を行うことは認められない。

③外装材・上部構造部分

外装材及び上部構造部分の取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④基礎・基礎ぐい

基礎及び基礎ぐいの取り壊しの有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤その他

その他の取り壊し工事の有無、分別解体等の方法についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の取り壊し工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

(6) 工事工程の順序

多くは上段のチェックボックスにチェックマークが付されていると考えられ、その場合には特に問題はないが、その他のチェックボックスにチェックマークが付されているときは、その工程の順序及び理由が記載されている必要がある。理由としては複数の工程を同時に行う場合や一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

(7) 建築物に用いられた建設資材の量の見込み

建築物に用いられた建設資材について、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「(8) 廃棄物発生見込量」欄に記載された合計トン数以上の数値でなければならない。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

(8) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、チェックボックスに適切にチェックマークが付されていること(コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれる)。

発生量の見込みについては、建物構造別の第5章11「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照(ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が必要)。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

(9) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

(様式第一号)

転居先住所・電話

郵便番号: 259-XXXX

住所: 神奈川県横浜市中区△△-△△

電話番号: 045-△△△-△△△△

(A4)

届出書

記載例

神奈川県

知事

市町村長 殿

平成 14年 〇月 〇日

フリガナ

ヤマナカ タロウ

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

山中 太郎 印

(郵便番号 259 -XXXX) 電話番号 0463 - 〇〇 - 〇〇〇〇

住所 神奈川県伊勢原市 〇〇 - 〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 〇〇住宅解体工事

② 工事の場所 神奈川県伊勢原市〇X-〇X

③ 工事の種類

- 建築物に係る解体工事
- 建築物に係る新築又は増築の工事
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④ 工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 専用住宅、階数 2、工事対象床面積 100 m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

⑤ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

ヤマナカ タロウ

タカヤマ ジロウ

① 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)〇X解体

中山 次郎

(郵便番号 〇〇〇-XXXX) 電話番号 044 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

② 住所 神奈川県川崎市川崎区〇〇〇〇

③ 許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 神奈川県 知事 △△△ 号

技術管理者氏名 神奈川 一郎

500万円以上の建設工事 (建築一式工事にあっては1,500万円以上又は述べ床面積150㎡以上の木造住宅工事) を請け負う場合には建設業許可が必要です。

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 14年 〇月 X日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表 1
 - 建築物に係る新築工事等については別表 2
 - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3
- により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 _____

2) 建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）（別表2）

(1) 使用する特定建設資材の種類

工事に使用する特定建設資材について、種類ごとにチェックボックスにチェックマークが付されていることを確認する。なお、発生する特定建設資材廃棄物ではなく、使用する特定建設資材が対象であることに注意する。

(2) 建築物に関する調査の結果

①建築物の状況

新築工事の場合には空欄でよい。増築・修繕・模様替等の場合には既存建築物の状況を記載する。

建築物のおおよその建築年又は築年数等について記載されていること。届出建物が複数棟の場合などには、その旨について記載されていること。

例)・昭和38年築

- ・築40年、母屋及び納屋の2棟
 - ・およそ築50年、屋根に破損部分あり
- など

②周辺状況

工事現場の周辺の状況について具体的に記載されていること。例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少、周辺民家の状況、病院、幼稚園、小学校などに隣接していないかなど、周辺状況について具体的にその状況を記載する。

また、隣家の建物が隣接しているなど、解体する建築物の状況により工事の施工に注意が必要な場合は、その旨が記載されていること。

周辺状況の記載は、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。特に人家の密集地や病院の隣接地の場合は、配慮が必要。

例)・敷地は〇〇団地内、建物が隣地と近接（約1m）

- ・周辺畑地
 - ・隣接地に病院あり
 - ・住宅地
 - ・水田、農道（幅員3m）あり、交通量少ない
 - ・市街地、前面道路（片側2車線、幅員約22m）、交通量多い
- など

③作業場所の状況

工作機械の設置場所、分別を行うための作業場所等の状況等について記載されていること。広さは十分か、障害物はないかなど、分別のために想定される作業場所の現状が具体的に記載されていること。また、現状で作業場所がない場合にもその旨が記載されている

こと。

- 例)・100 m²確保可能なため、支障なし
- ・工作機械の設置場所はあるが、分別スペースなし
- など

④搬出経路の状況

廃棄物の発生する現場から、搬出を行なう道路までの搬出経路の状況について記載されていること。段差、樹木、工作物などの障害物の有無、経路における舗装の有無、砂利敷き等の状況、搬出に利用する道路までの距離や道路の幅員、通学路該当の有無、交通規制の状況などが記載されていること。

- 例)・搬出経路に立木あり、未舗装、道路まで約10 m
- ・およそ50 cmの段差あり、舗装なし、道路(幅員2 m)まで5 m
- ・前面道路幅員4 m、大型車両通行不可
- など

⑤付着物の有無(修繕・模様替工事のみ)

修繕・模様替をする建築物の特定建設資材に、吹き付け石綿等が付着している部分があるか、その有無について記載されていること。

また、付着物がある場合には「(3) ③その他」欄に事前措置の内容が記載されていること。

⑥その他

修繕・模様替の実施時に、有害物質の発生がある場合などは、種類・発生箇所等について記載がされていること。

また、有害物質の発生がある場合には「(3) ③その他」欄に事前措置の内容が記載されていること。

- 例)・変電施設、PCB使用トランス
- など

(3) 工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所の確保

「(2) ③作業場所の状況」で作業場所が十分に確保できない旨の記載が有る場合には、具体的な対策が記載されていること。確保できている場合も作業場所について記載してあること。また、着手と同時でなければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

- 例)・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する
- ・立木の除去を行う

- ・着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する
 - ・敷地の一部を分別ヤードとして利用する
- など

②搬出経路の確保

「(2) ④搬出経路の状況」で障害物があると記載されている場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「支障なし」等と記載されていること。また、搬出に利用する道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

- 例) ・搬出用車両を入れるため鉄板を敷地内に敷設
- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
 - ・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する
 - ・前面道路の幅員が狭いため2 tトラックにて搬出する
- など

③その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。

また、「(2) ⑤付着物の有無」欄に付着物がある旨の記載がある場合や、「(2) ⑥その他」欄に有害物質が存在する旨の記載がある場合にはその対処について記載されていること。

- 例) ・自治会との協議済み
- ・周辺住民への周知
 - ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施
 - ・PCB 使用機器の適正処理
- など

(4) 工事着手の時期

届出受理日から7日経過日以降の日付が記載されていること。7日経過日より前の日付が記載されている場合には、計画の変更を求める必要がある。

例) 9月1日に着工予定であれば、8月25日以前に届け出る必要がある。

...	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	...
...	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日	...
			←届出日							着工日

(5) 工程ごとの作業内容

①造成等

造成等工事の有無についてチェックマークが付されていること。造成等の工事が対象建

設工事に該当する場合は、別途届出が必要である。

②基礎・基礎ぐい

基礎・基礎ぐい工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

③上部構造部分・外装

上部構造部分・外装工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④屋根

屋根工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤建築設備・内装等

建築設備・内装等工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑥その他

仮設工事など、その他の工事の有無についてそれぞれチェックボックスにチェックマークが付されていること。その他の工事がある場合には工程欄カッコ内に具体的な工程が記載されていること。

(6) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分又は使用する部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること(コンクリート及び鉄から成る建設資材はコンクリート塊に含まれる)。

発生量の見込みについては建物構造別の第5章11「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照(ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が必要)。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

①「新築・増築・修繕・模様替工事」の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

②「修繕・模様替工事」の場合

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されていること。

③双方に該当する場合

該当箇所の全てについてチェックマークが付されていること。

(7) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

届出書



千葉県 知事 市野村長 殿

平成14年〇月×日

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)OX住宅 山中太郎 印
(郵便番号 288-XXXX) 電話番号 0479-00-0000
住所 千葉県銚子市〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称: 〇〇マンション新築工事
② 工事の場所: 千葉県銚子市△△-△△
③ 工事の種類: [x] 建築物に係る新築又は増築の工事
④ 工事の規模: 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 共同住宅, 階数 13, 工事対象床面積 11,000 m2
⑤ 請負・自主施工の別: [x] 請負

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- ① 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)OX建設 中山次郎
② 住所: 千葉県千葉市中央区△△-△△
③ 許可番号 (登録番号): [x] 建設業の場合 建設業許可 国土交通 大臣知事 〇〇〇 号 建築工事業
主任技術者 (監理技術者) 氏名 千葉一郎

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日

(請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)
平成14年〇月×日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

[] 欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号

建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替）

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input checked="" type="checkbox"/> 木材			
建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	周辺状況	住宅地		
	作業場所の状況	更地		
	搬出経路の状況	前面道路幅員10m		
	付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	その他（○○○）	○○○○○○		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保	道路使用許可済		
	搬出経路の確保	近隣住民自治会との交通整理員常駐による事前了解あり		
	その他（○○○）	○○○○○○		
工事着手の時期※	平成14年○月×日			
工程ごとの作業内容	工程	作業内容		
	①造成等	造成等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	④屋根	屋根の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	⑥その他（仮設）	その他の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	1,300トン	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input checked="" type="checkbox"/> ③ <input checked="" type="checkbox"/> ④ <input checked="" type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	200トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> 建設発生木材	65トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input checked="" type="checkbox"/> ⑥
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

3) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）（別表3）

（1）工作物の構造（解体工事のみ）

解体工事の場合は、そのチェックボックスにチェックマークが付されているとともに、鉄筋コンクリート造以外の場合には「その他」欄に当該工作物の構造について具体的な記載があること。

例)・アスファルト造、木造など

なお、解体工事以外の工事の場合には記載の必要はない。

（2）工事の種類

上欄、下欄のそれぞれのチェックボックスにチェックマークが付されていること（新規築造の土木工事の場合は、新築工事のチェックボックスにマークする）。その他欄のチェックボックスにチェックマークが付されている場合には、カッコ内に、排水路設置、水門設置など具体的な工作物の種類が記載されていること。

（3）使用する特定建設資材の種類

新築・維持・修繕工事の場合は、使用する全ての特定建設資材のチェックボックスにチェックマークが付されていること。なお、解体のみの場合は必要ない。

（4）工作物に関する調査の結果

①工作物の状況

新築工事の場合は空欄でよい。ただし、維持修繕工事若しくは解体工事の場合は記載が必要。対象工作物の概ねの築造年、築造経過年数などが記載されていること。また、工作物が複数の場合はその旨について記載されていること。

例)・昭和30年築造

・築造されてから40年程度経過している

など

②周辺状況

工事現場の周囲の状況について具体的に記載されていること。例えば、住宅地か、農地か、河川敷か、搬出する前面道路の幅員、交通量の多少、周辺民家の状況、病院、幼稚園、小学校などに隣接していないかなど周辺状況について具体的にその状況が記載されていること。

また、隣家の建物に近接しているなど、工事現場の状況により工事の施工に注意が必要な場合は、その旨が記載されていること。

周辺状況の記載は、安全確保の必要の有無等の判断基準とする。特に人家の密集地や病院の隣接地の場合は、配慮が必要である。

例)・水田、農道（幅員3m）あり、交通量少ない

・市街地、前面道路（片側2車線、幅員約22m）、交通量多い など

など

③作業場所の状況

工作機械の設置場所及び分別作業を行うための作業場所等の状況について記載があること。広さは十分か、障害物はないかなど、分別解体等のために想定される作業場所の現状が具体的に記載してあること。また、現状で作業場所がない場合にもその旨が記載されていること。

例)・100 m²確保可能なため、支障なし

- ・工作機械の設置場所はあるが、分別解体スペースなし
- など

④搬出経路の状況

廃棄物の発生する現場から、搬出を行う道路までの搬出経路の状況について記載されていること。段差、樹木、工作物などの障害物の有無、経路における舗装の有無、砂利敷き等の状況、搬出に利用する道路までの距離や道路の幅員、通学路該当の有無、交通規制の状況などが記載されていること。

例)・搬出経路に立木あり、未舗装、道路まで約10 m

- ・およそ50 cmの段差あり、舗装なし、道路(幅員2 m)まで5 m
- ・前面道路幅員10 m

など

⑤付着物の有無(解体・維持・修繕工事のみ)

新築工事の場合は記載は不要。維持修繕工事若しくは解体工事のみ、付着物がある場合には具体的に記載されていること。付着物がない場合にはその旨が記載されていること。

また、付着物がある場合には「(5) ③その他」欄に事前措置の内容が記載されていること。

例)・付着物なし

- ・なし
- など

⑥その他

建築物解体時に有害物質の発生がある場合、種類、発生箇所等について記載がされていること。

また、有害物質の発生がある場合には「(5) ③その他」欄に事前措置の内容が記載されていること。

例)・変電施設、PCB使用トランス

など

(5) 工事着手前に実施する措置の内容

①作業場所の確保

「(4) ③作業場所の状況」で作業場所が十分に確保できない旨の記載が有る場合には、具体的な対策が記載されていること。確保できている場合も作業場所について記載してあること。また、着手と同時でなければ作業場所の確保が困難な場合は、その旨が記載されていること。

- 例)・廃棄物を分別する空地が不足しているため、隣地を借用する
- ・立木の除去を行う
 - ・着手と同時に構造物の一部を除去し、作業場所を確保する
 - ・敷地が狭いため道路を一時的な機械設置場所として使用するため道路使用許可を得る
- など

②搬出経路の確保

「(4) ④搬出経路の状況」で障害物があると記載されている場合には、どのようにして搬出経路を確保するかが具体的に記載され、適切な搬出経路が確保されていることを確認する。問題なく搬出が可能な場合には「支障なし」等と記載されていること。また、搬出に利用する道路の幅員が狭い場合には、そのための対策が記載されていること。

- 例)・搬出用車両を入れるため鉄板を敷地内に敷設
- ・搬出用道路が狭いため道路使用許可を得て通行止めを行い搬出する
 - ・鉄板敷きを施工し搬出経路を確保する
 - ・前面道路の幅員が狭いため2 tトラックにて搬出する。
- など

③その他

近隣対策や必要な諸官庁への届出の実施状況などについて記載されていること。

また、「(4) ⑤付着物の有無」欄に付着物がある旨の記載がある場合や、「(4) ⑥その他」欄に有害物質が存在する旨の記載がある場合にはその対処について記載されていること。

- 例)・自治会との協議済み
- ・周辺住民への周知
 - ・吹き付け石綿の適正処理対策の実施
 - ・PCB 使用機器の適正処理
- など

(6) 工事着手の時期

届出受理日から7日経過日以降の日付が記載されていること。7日経過日より前の日付が

記載されている場合には、計画の変更を求める必要がある。

例) 9月1日に着工予定であれば、8月25日以前に届け出る必要がある。

...	8/24	8/25	8/26	8/27	8/28	8/29	8/30	8/31	9/1	...
...	8日前	7日前	6日前	5日前	4日前	3日前	2日前	1日前	当日	...
		←届出日								着工日

(7) 工程ごとの作業内容及び解体方法

①仮設

仮設工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

仮設には一般的にバリケードや保安灯の設置等までもが含まれるが、作業内容における「仮設工事」は、足場の設置、仮囲い、養生などである。

②土工

土工工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお土工工事とは、路盤掘削、杭打ち、土砂等の掘削、盛上げ、締め固めを行う工事をいう。

③基礎

基礎工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

④本体構造

本体構造の工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

⑤本体付属品

本体付属品の工事の有無についてチェックボックスにチェックマークが付されていること。また、解体工事の場合には、分別解体等の方法についてもチェックボックスにチェックマークが付されていること。

なお、本体付属品とは、防護柵、照明設備、標識などで、具体的には道路や橋梁に取り付けられた照明、擁壁に添架されたガードレール、防音壁、電信柱に取り付けられた信号機、

案内板、駐車場に設置されたゲートなどが考えられる。

⑥その他

その他の工事がある場合には具体的に記載されていること。

(8) 工事の工程の順序（解体工事のみ）

解体工事の場合のみ記載されていること。「上の工程における⑤→④→③の順序」欄にチェックマークが付されていない場合には、「その他」欄のチェックボックスにチェックがされ、カッコ内に具体的な順序の記載があること。また、「その他の場合の理由」欄にその順序によるべき理由の記載があること。理由としては、複数の工程を同時に行う場合や、一部の工程の工事が無い場合などが考えられる。

(9) 工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）

解体工事のみ記載されていること。なお、特定建設資材だけでなく全ての資材について記載されている必要があることから、「(10) 廃棄物発生見込量」に記載された合計トン数以上の数字でなければならない。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

(10) 廃棄物発生見込量

発生する特定建設資材廃棄物の種類ごとに該当するチェックボックスにチェックマークが付され、発生量の見込みが記載されていること。「発生が見込まれる部分又は使用する部分」欄には、様式下欄の「(注)」に従い、以下のようにチェックボックスに適切にチェックマークが付されていること（コンクリート及び鉄から成る建設資材についてはコンクリート塊に含まれる）。

発生量の見込みについては建物構造別の第5章11「建設資材廃棄物発生量標準値」表を参照（ただし、あくまでも標準値であるため、必ずしも一致しない場合があることに注意が必要）。

なお、数量については四捨五入による整数表示でよい。

①「新築・維持・修繕工事」の場合

特定建設資材が使用される工作物の部分にチェックマークが付されていること。

②「維持・修繕・解体工事」の場合

特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分にチェックマークが付されていること。

③双方に該当する場合

該当箇所の全てについてチェックマークが付されていること。

(11) 備考欄

備考として記載されている事項があれば確認する。

届出書



埼玉県

知事 赤尾町村長 殿

平成 14年 〇月 〇日

フリガナ 氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) OXガス株式会社 山中太郎 印
(郵便番号 349-XXXX) 電話番号 0480-00-0000
住所 埼玉県南埼玉郡白岡町 〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

- ① 工事の名称 カス管設置工事
② 工事の場所 埼玉県南埼玉郡白岡町 △△-△△
③ 工事の種類
④ 工事の規模
⑤ 請負・自主施工の別: [x] 請負 [] 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

- ① 氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) (株)OX土木 中山 次郎
② 住所 埼玉県さいたま市 △△-△△
③ 許可番号 (登録番号)
[x] 建設業の場合
建設業許可 埼玉県 [] 大臣 [x] 知事 〇〇〇 号 土木工事業
主任技術者 (監理技術者) 氏名 埼玉 一郎
[] 解体工事業の場合
解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号
技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 14年 〇月 〇日

4. 分別解体等の計画等

建築物に係る解体工事については別表1
建築物に係る新築工事等については別表2
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表3
により記載すること。

5. 工程の概要

別紙のとおり

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 _____

建築物以外のものである解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()			
工事の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input checked="" type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()			
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況			
	周辺状況	県道上交通量多し、民家が密集		
	作業場所の状況	工作機械の置き場所がない		
	搬出経路の状況	現況道路を使用するので特に問題なし		
	付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)	なし		
	その他 ()	安全施設の設置が必要		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保	隣接地を借用、道路占用許可済、道路使用許可済		
	搬出経路の確保	支障なし		
	その他 ()	沿道住民に工事の内容を広報、周知する		
工事着手の時期※	平成14年〇月×日			
工程ごとの 作業 内容及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)	
	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()			
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※	トン			
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み (全工事) 並びに特定建設資材が使用される工作物の部分 (新築・維持・修繕工事のみ) 及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分 (維持・修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		<input checked="" type="checkbox"/> コンクリート塊	10 トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input checked="" type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	230 トン	<input type="checkbox"/> ① <input checked="" type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

第3章 通知書の受理等

1. 通知の定義

1) 通知

通知は、法第 11 条に基づき、国の機関又は地方公共団体が法第 10 条第 1 項の規定により届出を要する行為をしようとするとき、あらかじめ、都道府県知事に対し通知しなければならないものである。

なお、通知であるため審査は不要であり、工事内容が多少変わった場合であっても変更通知は不要である。

2) 対象機関

法第 11 条の対象となる機関は、国又は地方公共団体、政令の附則に定める機関^{注 1)}、地方自治法第 1 条の 3 第 3 項に規定する特別地方公共団体^{注 2)}とする。

注 1) 1 緑資源公団、2 労働福祉事業団、3 日本道路公団、4 首都高速道路公団、5 簡易保険福祉事業団、6 阪神高速道路公団、7 水資源開発公団、8 地域振興整備公団、9 日本鉄道建設公団、10 地方住宅供給公社、11 環境事業団、12 新東京国際空港公団、13 石油公団、14 地方道路公社、15 本州四国連絡橋公団、16 日本下水道事業団、17 中小企業総合事業団、18 都市基盤整備公団、19 雇用・能力開発機構

注 2) 特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団

2. 通知書の受理

1) 通知書を受理する窓口等

(1) 受理の窓口

通知書を受理する窓口は、当該対象建設工事が施工される区域を所管する都道府県又は政令第 8 条第 1 項から第 3 項までに掲げる建築主事を置く市町村又は特別区（以下この章において「通知書受理行政庁」という。）の担当者（以下「受理者」という。）とし、第 3 セクター又は民間の指定確認検査機関では受理できない。

なお、市区町村を經由して知事に通知を行う場合は、当該都道府県の定めるところによる。

(2) 複数の行政庁の区域にまたがる場合の取扱い

当該対象建設工事の施工範囲が複数の行政庁（都道府県若しくは市区町村）の区域にまたがる場合は、その区域を含む複数の通知書受理行政庁のすべてに対し通知を行うものとする。

(3) 限定特定行政庁の取扱い（市町村）

政令第 8 条第 2 項により、法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であって、建築基準法第 97 条の 2 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、同法第 6 条第 1 項第 4 号に掲げる建築物（その新築、改築、増築又は移転に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）にあつては、当該限定特定行政庁の長が行なうものとする。

(4) 限定特定行政庁の取扱い（特別区）

政令第 8 条第 1 項により、法に規定する都知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く特別区の区域において施工される対象建設工事に係るもののうち、同項の第 1 号から第 6 号までに掲げるものは当該特別区の長が行う。ただし、建築基準法第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 149 条第 1 項各号に掲げる建築物等（同項第 2 号に掲げる建築物及び工作物にあつては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物及び当該工作物を除く。）に関する対象建設工事に係るものは、都知事が行うこととなっている。

2) 通知書の受理

(1) 通知書の受理日

通知書の受理日は、平成 14 年 5 月 30 日以降の、土曜、日曜、国民の祝日・休日、年末年始を除く平日とする。

(2) 通知書の受理時間

通知書の受理時間は、通知書受理行政庁が定める業務時間内とする。

(3) 通知期間

法第 11 条に基づき、対象建設工事の着手前に、あらかじめ通知書受理行政庁に通知するものとする。

この場合、「あらかじめ」であるから、その期間は不定期であり、工事着手の前であればよい。

3) 通知者及び代行者

通知は、原則として、国の機関又は地方公共団体及び政令附則に定める機関が発注する当該対象建設工事の発注者（契約者）が、通知書受理行政庁の受理者に対し通知することを原則とする。ただし、発注者に代わり通知書を提出する者（以下「代行者」という。）

が提出してもよい。

なお、やむを得ない理由により郵送、宅配便等により提出された場合はこれを受理する。

(1) 発注者が通知する場合

発注者が通知する場合は、発注者本人である必要はなく、発注者の機関に所属する職員であれば通知することができるものとする。なおこの場合、委任状等は必要ない。

(2) 代行者が提出する場合

代行者が通知書を提出する場合は、委任状は必要ない。

3. 通知書の様式及び記載事項

1) 通知書の様式等

(1) 通知書の様式

通知書の様式は、省令では定められていないため、参考に標準的な様式を第5章に示すものとし、サイズはA4とする。なお、国の工事においては、別途、国において定められた通知書の様式を使用することとなっている。

(2) 通知書の提出部数

通知書の提出部数は原則として1部とし、受理後は返却しない。発注者はあらかじめ複写を作成しこれを保管することが望ましい。

2) 通知書の記載事項

(1) 通知書等の記載の基本的事項

通知書は日本語で記入されていること。また、記入の方法は、手書きの場合は万年筆、ボールペン等により記載されていること。

なお、ワードプロセッサ、パーソナルコンピュータ等を使用し、日本語でプリントアウトしたものであっても差し支えない。

(2) 通知書等の様式の備付け

通知書等の様式は、通知書受理行政庁に備付けておく必要がある。また、電子情報として通知書受理行政庁の管理するホームページからダウンロードできることが望ましい。

(3) 通知書の記載事項

①年月日

年月日が記入されていること。

なお、月日は対象建設工事の着手以前の記入日が記載されていること。

例) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

②通知書のあて先（知事又は市区町村長）

通知書のあて先が記入されていること。また、知事又は市区町村長の該当するどちらかを○で囲むか、不要な方を二重線で消してあること。

なお、委任規則等により地方行政機関の長に事務を委任する場合は、知事を地方行政機関の長に読み替えるものとする。

例)・○○県知事

~~＝市区町村長＝~~

③工事発注者名

工事発注者名が記入されていること。

例)・発注者名：○○県○○土木事務所長 公共太郎

④連絡先

連絡先として電話番号及び通知を提出した職員の所属名、職氏名が記入されていること。

なお、氏名にはフリガナが付されていること。

例) 所 属 名：○○県○○土木事務所工事課工事係

担当者職氏名：○○^{フリガナ} 工事三郎^{コウジサブロウ}

電 話 番 号：○○-○○○○-○○○○内線○○-○○○

⑤工事の名称

工事の名称が記載されていること。

例) 県道○○線○○付近道路補修工事

⑥工事の場所

工事の場所が記載されていること。（一般的に設計書に記載されている工事の場所と同じものでよい）

例) ○○県○○市○○町一丁目地先

⑦工事の種類

該当する工事の種類の種類チェックボックスにチェックマークが付されていること。

例)・建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事

建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（ 舗 装 ）

⑧工事の規模

工事の規模は、該当する工事の記入欄に用途、階数、工事対象面積又は請負代金の額（契約金額の千円単位を四捨五入し万円単位としたもの）が記入されていること。

例)・建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 1,000 万円（税込み）

⑨工期

工期及び工事着手予定日が記入されていること。

例) ・平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

工事着手予定日：平成〇〇年〇〇月〇〇日

⑩請負者

会社名、所在地、現場代理人氏名、電話番号、FAX番号が記入されていること。

なお、現場代理人氏名はフリガナが付されていること。

例) 会社名：〇〇建設工業(株)

所在地：〇〇県〇〇市〇〇町三丁目8番5号

現場代理人氏名：^{フリガナ}現 ^{ゲンバタロウ}場 太 郎

通 知 書



平成 14 年 〇 月 〇〇 日

東京都

知事

市区町村長 殿

(工事発注者) 発注者職氏名：東京都〇〇建設事務所長 東京 太郎
住 所：東京都新宿区〇〇町〇〇-〇〇

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連絡先	所属名	東京都〇〇建設事務所工事第一課		
	担当者職氏名	工事係 ^{コウジ} 工事 ^{イロウ} 一郎		
	電話番号	〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線〇〇〇)		
工事の内容	工事の名称	都道〇〇号線千代田区〇〇付近道路補修工事		
	工事の場所	東京 ^都 道府県千代田 ^市 区町村 〇〇町 〇丁目地先		
	工事の概要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input checked="" type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(<u>舗装</u>)注1 工事の規模 建築物に係る解体工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m ² 建築物に係る新築又は増築の工事 用途____、階数____、工事対象床面積____ m ² 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの 用途____、階数____、請負代金____ 万円(税込) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 <u>1,000</u> 万円(税込)		
	工期	平成 14 年 〇 月 〇〇 日～平成 14 年 〇 月 〇〇 日 工事着手予定日：平成 14 年 〇 月 〇〇 日		
請負者	会社名	〇〇舗装工業(株)	現場代理人氏名	^{ゲンバ} ^{ジロウ} 現場 二郎
	所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都千代田区〇〇町〇〇丁目〇番〇号		
	電話番号	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇 (内線)	FAX	〇〇 - 〇〇〇〇 - 〇〇〇〇

※受付番号：

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例：舗装、築堤、土地改良等)

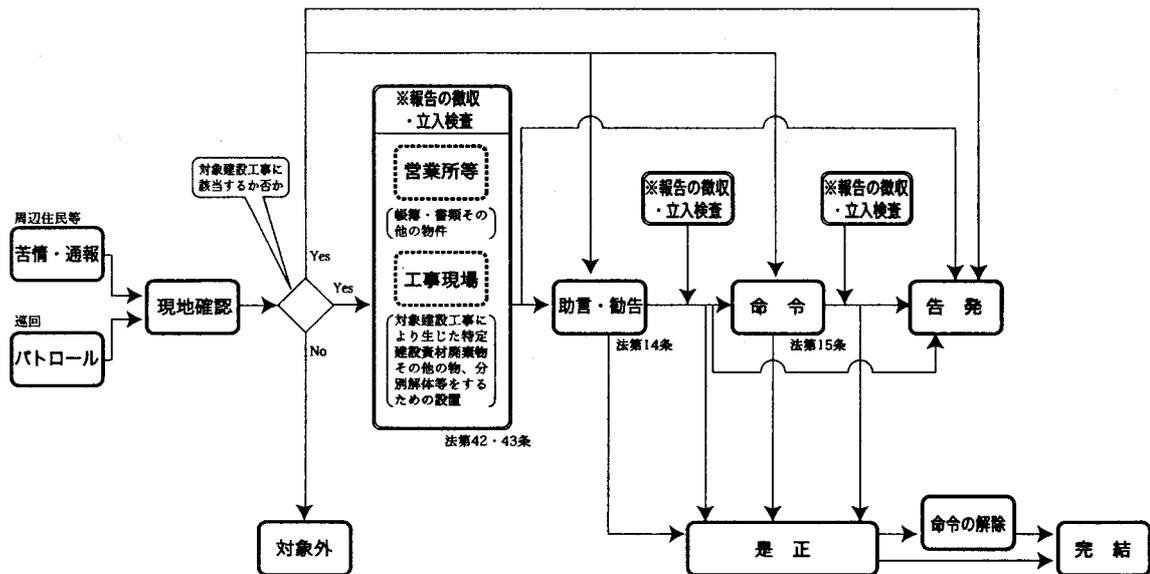
第4章 現地確認等の実施

1. 現地確認等の目的

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が一定の技術基準に従って実施される必要がある。

法の実効性を確保するためには、工事現場における分別解体等の実施に関して、近隣住民や官公署等からの苦情・通報に対応した現地確認、届け出られた対象建設工事（以下「届出工事」という。）における分別解体等の実施状況の確認や、届け出られていない対象建設工事（以下「無届工事」という。）の監視等のために行なう巡回調査（以下「パトロール」という。）における現地確認が必要であり、現地確認の結果、必要があると認められるときは、法第43条に基づく立入検査、法第42条第1項に基づく報告の徴収を行なうことが必要である。

図4-1-1 現地確認等フロー



2. 苦情・通報への対応

届出工事、無届工事、対象建設工事以外の建設工事に伴い工事現場付近の近隣住民や官公署等から苦情・通報がされた場合は、現地確認を行ない、必要な措置を講じる必要がある。

3. パトロール

届出工事における分別解体等の実施状況の確認及び無届工事の監視のため、必要に応じてパトロールを実施する。

1) 実施方法

パトロールは関係機関との連携を図り実施するものとし、主に、標識の設置、届出の有無、工事業者の登録、分別解体等の実施状況等について調査する。調査の結果、明らかに適法でないと判断された場合は、立入検査を実施するものとし、複数の職員で行うものとする。

4. 現地確認等

苦情・通報等がされた場合又はパトロールを行なった場合には、必要に応じて現地の確認を行う。この場合には、下記の事項について確認する。

1) 法第9条第1項の規定による「対象建設工事」に該当するかを確認する

工事現場が対象建設工事に係る規模のものであるか否かを、目測その他の方法で判断する。ただし、工事の進行状況等により対象建設工事であるか判断することが困難である場合は、工事関係者等にその旨を確認する。

2) 届出の確認

対象建設工事であるかを確認し、届出の対象である場合には届出の有無・その内容について確認する。当該工事現場が届出工事かどうか不明の場合は、工事関係者等にその旨を確認する。なお、現地確認の際にはあらかじめ届出工事に係るリスト等を用意する。

3) 標識の確認

工事現場の標識（法第33条・施行規則第8条）を確認する。建設業者（建設業法第3条による許可業者をいう。）の場合は、建設業法第40条、同法施行規則第25条による標識を確認する。

5. 立入検査

1) 工事現場の立入検査

特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するため、法第43条に基づき工事現場の立入検査を実施する。この場合、法第9条第1項に基づく「対象建設工事」に該当した場合に限り、工事現場の立入検査を実施する。この場合、立入検査は以下の手順で実施する。

(1) 解体工事を請負う者の確認

解体工事登録業者（法第21条）を確認する。建設業者（建設業法第3条）の場合は、土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けたかどうかを確認す

る。

(2) 技術管理者等の設置

技術管理者の設置（法第31条）を確認する。建設業者の場合は、主任技術者（監理技術者）の設置（建設業法第26条）を確認する。

(3) 分別解体等の適否

工事現場における分別解体等の適否は、主に次の項目について行う。

①仮設工事の適否

- ・屋根ふき材等の解体に必要な足場等が架けられているか。
- ・その他、必要な措置を講じているか。

②分別解体等のスペースの有無

- ・分別解体等のスペースを確保しているか。確保されていない場合は、それに替わる必要な措置を講じているか

③分別解体等の手順の適否

- ・敷地及び建築物内に残存物品等はないか。
- ・工事工程の順序は守られているか。守られていない場合は、その理由が正当なものか。
- ・分別解体等の方法は守られているか。守られていない場合は、その理由が正当なものか。

④搬出経路の確保及び道路周辺の状況

- ・搬出がスムーズに行える経路か。

⑤有害物質等の発生抑制の対策等

建設資材廃棄物の処理等の過程においては、廃棄物処理法、大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法、フロン回収破壊法、ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理法等の関係法令を遵守するとともに、非飛散性アスベスト、CCA処理木材などの有害物質等の発生の抑制並びに適正処理は行なわれているか。

【章末（参考）有害物質等の発生の抑制等に関する法律等 参照】

2) 営業所等の立入検査

契約等にかかわる内容が不適切である場合には、対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する。

(1) 立入検査の実施方法

- ・営業所等の立入検査は原則として複数の職員で行う。
- ・立入りの際には、職・氏名とともに、法第43条に基づく立入検査であることを明らかにする。

3) 身分証明書の携帯

立入検査を行なう職員は、法第43条第2項に規定するその身分を示す証明書（身分証明書）携帯し、関係者に提示すること。

6. 工事現場の立入検査の方法等

工事現場の立入検査は、発注者、解体工事業者又は建設業者等に対して、特定建設資材の分別解体等の適正な実施と、違反の発生を未然に防止することを目的として行うものである。

法令違反等を発見した場合は発注者（自主施工者を含む。）、受注者等（元請業者、下請負人を含む。）に対し、適切な措置を行うこととする。

1) 立入検査の実施方法

- ・工事現場の立入検査は原則として複数の職員で行う。
- ・対象建設工事であると判断された場合は、現場の工事関係者（受注者及び自主施工者など）に、職・氏名とともに法第43条に基づく立入検査であることを明らかにし、工事現場内に立ち入る。
- ・立入検査は、建設リサイクル現地検査書（様式一1）を作成して実施する。
- ・立入検査は、主として目視によって行う。工事関係者への事情聴取や近隣への聞き取りが必要な場合は、これらの対象者の協力を得ることを前提に行う。
- ・工事現場における現場代理人、技術管理者、主任技術者、監理技術者等（以下「責任者」という。）の在・不在を確認する。なお、建設業許可業者の場合は、工事現場に主任技術者又は監理技術者を設置することが義務づけられている。

2) 関係機関との連携

- ・検査時には、必要に応じ市区町村及び警察等の協力を求めて実施する。
- ・他法令関係事項で問題があることが判明した場合は、速やかに関係機関に連絡する。

3) 違反等の処理

(1) 届出等義務違反である場合の措置

- ・届出義務違反、変更命令違反には、発注者に罰金を伴う罰則が適用される。特に、無届工事の場合は、行政指導や行政処分を経ずに告発を行うこととなっている。（表4-11-1）
- ・工事現場に責任者が在所している場合は、法第10条に違反している旨により、工事の

一時中止を命ずることとする。なお、工事の中止は工事の進捗状況を勘案し、危険を生じない工程で一時中止を命ずることとする。

- ・工事現場に責任者が不在の場合は、工事関係者に責任者が行政庁に来庁するよう、その旨の書面を手交する。
- ・工事現場に責任者が不在の場合は、責任者が行政庁に来庁するよう、その旨の書面を工事現場の見やすい箇所に貼付する。
- ・分別解体等の実施を促す。

(2) 不適切な解体工事を実施している場合の措置

- ・解体工事は一般的に短期間で終了するという性質上、至急な措置が必要であることを踏まえて適切な対応及び運用を図るものとする。
- ・比較的軽易なものは工事現場において、工事関係者に注意を喚起し是正を指導する。
- ・工事の中止が必要な場合は、危険を生じない工程で工事を一時中止することを命じ、今後の工事の是正案を提出するよう求める。(法第15条の規定により、分別解体等の方法の変更又は工事の一時中止等の命令(様式—3)を行うなどの措置が必要。)
- ・是正等が行われた場合は、現場検査等を行い、是正措置を終了する。
- ・命令等を発しているときは、文書(様式—5)で、速やかに命令を解除するものとする。

7. 現地検査書の記入方法

立入検査の結果は、建設リサイクル法現地検査書(様式—1)に整理する。その記入方法は以下による。

- ・整理番号は違反物件のみ記入するものとし、違反処理簿記載時に記入する。
- ・届出の有無を確認する。
- ・検査日時は、検査開始日時を記入する。
- ・パトロール等欄は、パトロール、通報、投書、その他に○印をつける。
- ・検査者職氏名を記入する。
- ・住所等欄、現地確認者欄及び技術管理者欄は聞き取り等により記入する。届出工事の場合にはあらかじめ記入しておき、現地での聞き取りと照合する。
- ・工事の場所欄は聞き取りにより記入する。届出工事の場合にはあらかじめ記入しておき、現地での聞き取りと照合する。
- ・現場標識の有無を確認する。
- ・道路等周辺の状態欄は可能な限りにおいて、道路を含めた対象物の配置の概略図を作成する。図中には、分別スペース、仮設の内容等も記入する。
- ・対象物等及び特定建設資材欄は確認が可能な範囲で記入するとともに、対象物の概略を概略図に記入し、対象物の寸法が計測可能な場合は計測して記入する。
- ・現況欄は該当する工程(0.未着工、1.建築設備・内装材等、2.屋根ふき材、3.外装材・上部構造部分、4.基礎・基礎ぐい、5.完了)に○印でチェックする。

- ・分別解体等の適否欄は「5. 1) (3)分別解体等の適否」を参考に記入する。
- ・新築の場合などは、その他に状況を記入する。
- ・解体の方法欄には、機械解体や手作業解体等について記入する。
- ・通常の分別解体等の方法によらず、手作業を機械作業で行っている等の場合は、その理由を聴取する。
- ・有害物、騒音、粉塵欄は、現地で確認できた範囲に限り記入する。
- ・着工日、完了日欄は聞き取り等により記入する。届出工事の場合にはあらかじめ記入しておき、現地での聴取結果と照合する。
- ・違反事項欄については、現地で判断できるものについて記入することとし、後の調査において判明したことについてはその都度追記する。また、分別解体の方法の変更等、指導した事項を記入し、その方法について口頭又は書面の別、指導方法等について記入する。

8. 報告の徴収

法第42条の規定により対象建設工事の発注者等に対して、分別解体等の実施の状況に関し報告を徴収する。

1) 報告を徴収する場合

施行規則、解体工事業登録省令、分別解体等省令等の規定に適切さを欠き、以下に掲げる場合には報告を徴収する必要がある。

- ・分別解体等が不適正な方法により行われている場合、若しくは行われた場合
- ・特定建設資材と他の建設資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合
- ・有害物質等を含む解体工事において、関係法令（参考参照）に違反するなど、その取り扱いが適切さを欠いている場合
- ・業者登録の有無及び技術者の選任状況に適切さを欠いている場合

2) 報告を徴収する方法

対象建設工事が適正に実施されていない場合若しくは適正に実施されない可能性がある場合は、法第42条第1項の規定により、受注者等関係者から対象建設工事の実施の状況、請負契約の内容等について報告の徴収（文書による出頭通知などにより）を行なうものとする。

3) 報告の徴収の対象

報告の徴収を行う際は、発注者・受注者（又は自主施工者）それぞれの対象に対して、以下のようなことを求めることが考えられる。

(1) 発注者

- ・届出等の事実関係の報告（法第12条の規定による説明事項、法第13条の規定による請負契約の内容、下請契約の内容）

(2) 受注者又は自主施工者

- ・分別解体等の方法に関する事項（分別解体等の計画）
- ・法第13条の規定により交付した書面、講じた措置
- ・解体工事業者又は建設業許可業者の有無（下請負人を含む）
- ・技術管理者又は主任技術者及び監理技術者の有無（下請負人を含む）

9. 助言・勧告（法第14条）の実施

分別解体等は一定の技術基準に従って実施する必要があることから、適切に分別解体等を行なう施工技術を有していない場合、若しくは不適切な方法により施工している場合に、実施指針を勘案し、分別解体等の適正な実施を確保することを目的として「助言・勧告」を行う。

なお、助言又は勧告は、受注者又は自主施工者の自発的な取組みを期待して、一定の行為を行うことを求めるものである。

1) 助言又は勧告の必要があると認める場合

助言又は勧告の必要があると認める場合は、以下に掲げるものが考えられる。

- ・分別解体等が不適切な方法により行われているもの
- ・特定建設資材と他の資材とが混合する形で解体工事が施工されている場合、若しくは施工された場合などで、現場での分別解体等の実施が困難となるもの
- ・有害物質を含む分別解体等で、関係法令に違反するなどその取り扱いが適切さを欠いているもの

2) 助言又は勧告の内容

(1) 助言

前項の事例に該当し、助言することにより分別解体等の適正な実施を確保することが期待できる場合は、分別解体等の施工方法、施工手順等に関して「助言」を行う。

(2) 勧告

前号の「助言」による効果が期待できない場合、分別解体等を適正に実施することを「勧告」するものとする。

3) 助言又は勧告の方法

助言又は勧告は原則として通知書（様式－2）で行うものとする。

10. 命令の実施

1) 分別解体等の実施をしない正当な理由

分別解体等の実施をしない正当な理由とは、次に掲げる場合が考えられる。

- ・災害時の応急仮設建築物に係る工事である場合

- ・緊急復旧工事である場合（単なる災害復旧工事は除く）
- ・有害物質等により建築物等が汚染されている場合
- ・工事現場が離島にあり島内に再資源化等施設が存在しない場合（表4-10-1参照）等

表4-10-1

	分別解体等、再資源化等の実施義務
当該離島内に特定建設資材廃棄物に係る再資源化等施設が全くない場合	正当な理由に該当するため、法第9条第1項の分別解体等及び法第16条の再資源化等の義務なし（ただし努力義務あり）

- ・火災により建築物が全焼し、熱等の影響で特定建設資材の再資源化が不可能となった場合

2) 命令の内容

- ・法第15条の規定に基づき、分別解体等の適正な実施を確保するための措置（様式-3）を命ずる。
- ・法第35条の規定に基づき、解体工事業の登録の取消し（様式-6）又は6ヶ月以内の停止等（様式-4）の措置を命ずる。

3) 命令の方法

命令は前号の命令の内容に応じ、命令書（各様式）で行うものとし、原則として手交するものとするが、配達証明郵便によることができる。

11. 罰則の適用

分別解体等の義務並びに解体工事業の登録に係る義務の履行を担保するため罰則の規定（表4-11-1）を適用する。

表4-11-1 罰則一覧表

章	条	項	内容	罰則（～以下）	罰則条項
第1章 分別解体等の 実施	10	1	対象建設工事の届出	20万円	51条1号
		2	対象建設工事の変更の届出	20万円	51条1号
		3	対象建設工事の届出等に係る変更命令	30万円	50条1号
	15		分別解体等実施義務の実施命令	50万円	49条
第4章 再資源化等の 実施	18	1	発注者への報告の記録	10万円	53条1号
	20		再資源化等実施義務の実施命令	50万円	49条
	27	1	廃業等の届出	10万円	53条2号
	29	1	登録の取消し等の場合における通知	20万円	51条2号
第5章 解体工事	21	1	登録	懲役1年・50万円	48条1号・2号
		2	登録変更	懲役1年・50万円	
	25	1	変更の届出	30万円	50条2号
	31		技術管理者の設置	20万円	51条3号
	33		標識の掲示	10万円	53条3号
	34		帳簿	10万円	53条4号
	35	1	事業停止命令	懲役1年・50万円	48条3号
	37	1	報告徴収	20万円	51条4号
第6章 雑則	42		報告徴収	20万円	51条4号
		1	立入検査	20万円	
	43	1	立入検査	20万円	51条6号

(参考) 有害物質等の発生の抑制等に関する法律等

- 1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- 2) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 3) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 4) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
- 5) 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号）
- 6) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- 7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）
- 8) 建設業法（昭和24年法律第100号）
- 9) その他公害・騒音防止等に関する諸規定
- 10) その他必要な事項

建設リサイクル現地検査書

(1) 整理番号 _____		(2) 届出の有無 (有・無)	
(3) 検査日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時			
(4) パトロール等 (パトロール・通報・投書・その他)			
(5) 検査者職氏名 _____		印	
_____		印	
(6) 住所等			
	氏名	住所	電話番号
発注者			許可(登録)番号
受注者			
下請負人			
(7) 現地責任者又は現場で協議した者			
氏名 _____		連絡先 _____	
(8) 技術管理者 (主任技術者・監理技術者) の確認			
氏名 _____		連絡先 _____	
(9) 工事の場所		(11) 道路等周辺の状況	
(10) 標識の有無 (有・無)			
(12) 対象物の概要等			
・概要			
・特定建設資材の種類 (コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート)			
(13) 現況			
・工程 (0.未着工、1.建築設備・内装材等、2.屋根ふき材、3.外装材・上部構造部分、4.基礎・基礎ぐい、5.完了)			
(14) 分別解体等の適否			
・仮設工事			
・分別解体等スペースの有無			
・残存物品			
・解体の工程 通常の工程によらない場合の理由 ()			
・解体の方法 通常の解体方法によらない場合の理由 ()			
・搬出経路の確保			
・有害物質等の発生抑制対策			
・その他			
(15) 着工日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		完了日 _____ 年 _____ 月 _____ 日	
(16) 違反事項			
(17) 指導事項			

様

〇〇都道府県（市区町）〇〇事務所長 印

※（委任の有無により判断する）

分別解体等の適正な実施について（助言・勧告）

（分別解体等の場所 ）の分別解体等は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の適正な実施を確保することが必要であるので、同法第14条の規定に基づき、下記一2のとおり措置することを助言・勧告する。

記

1 適正な実施を確保する事項

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 条第 項
施行規則第 条

2 助言・勧告する措置、期限

（住所）

（氏名）

（分別解体等の場所）の分別解体等は、
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）の規定に違反して
いるので、同法第15条の規定に基づき、当該分別解体等の違反を是正するために、下記の
とおり措置することを命ずる。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事（市区町長）

印

記

教 示

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して
60日以内に文書をもって〇〇都道府県知事（市区町長）に対して異議申立てをすることがで
きる。

(住所又は所在地)

(氏名)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第35条の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間、解体工事業の事業の停止を命ずる。

平成 年 月 日

〇〇〇都道府県知事 印

記

(理由)

(住所)

(氏名)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第15条の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付 第〇〇号をもって命じた分別解体等の（
）については、違反が是正されたものと認めるので命令を解除する。

平成 年 月 日

〇〇〇都道府県知事（市区町長）

印

(住所又は所在地)

(氏名)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律104号）第35条の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇都道府県知事登録〇〇号をもって登録した解体工事業の登録はこれを取り消す。

平成 年 月 日

〇〇都道府県知事 印

(理 由)

標識

解体工事業に係る登録等に関する省令第8条（標識の掲示）

解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	株式会社 霞が関解体
法人である場合の 代表者の氏名	霞 関 一 男
登 録 番 号	〇〇-△△△△
登 録 年 月 日	平成13年 6 月 14 日
技術管理者の氏名	分 別 寛 三

35cm以上

40cm以上

備 考

技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあつては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

建設業法施行規則第25条

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
資格名	資格者証交付番号		
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 許可 () 第 号 知事		
許可年月日			

40cm以上

40cm以上

記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

身分証明書

法第43条第2項に規定する証明書は、下記様式とする。

(表)

身 分 証 明 書	
写 真	所 属 職 氏 名 生年月日生 年 月 日生
	上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。
	年 月 日発行 年 月 日まで有効
	〇〇都道府県知事（市区町長） 印

8.5cm 5.5cm

都道府県の場合

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋) (立入検査) 第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (妨害等への罰則) 第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 (1)～(5) (略) (6) 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
--

8.5cm 5.5cm

市町村の場合

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(妨害等への罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

2～3 (略)

4 一～四 (略)

五 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

11cm (二つ折り可・薄直)

8.5cm

第5章 様式等

1. 「届出書」の様式

法第10条に規定する対象建設工事の届出に使用する様式は、分別解体等省令第2条第2項に規定する別記様式第一号を使用する。

また、添付資料は、以下のとおりとする。

- (1) 「案内図」の作成例（都道府県が必要と認める場合）
- (2) 「設計図」又は「写真」の作成例（必須）
- (3) 「工程表」の標準様式及び記載例（届出書に記載できない場合）

2. 「変更届出書」の様式

法第10条第2項に規定する対象建設工事の変更の届出に使用する様式は、分別解体等省令第3条第2項に規定する別記様式第二号を使用する。

3. 「通知書」の標準様式

法第11条に規定する通知の標準様式を参考として示すものである。

4. 「委任状」の標準様式及び記載例

参考として標準様式を示すものである。

5. 「受領書」の標準様式及び記載例

参考として標準様式を示すものである。

6. 「説明書」の標準様式及び記載例

法第12条第1項に規定する対象建設工事に係る事項の書面による説明の標準様式を参考として示すものである。

7. 「告知書」の標準様式及び記載例

法第12条第2項に規定する対象建設工事に係る事項の告知について、書面により行う場合の標準様式を参考として示すものである。

8. 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」の標準様式及び記載例

法第13条第1項、分別解体等省令第4条に規定する対象建設工事の請負契約に係る書面の標準様式を参考として示すものである。

9. 「再資源化等報告書」の標準様式及び記載例

法第18条第1項、省令第5条に規定する書面による報告の標準様式を参考として示すものである。

10. 「再資源化等報告書」の添付資料の様式及び記載例

再資源化等報告書に参考資料を添付する場合の標準様式を参考として示すものである。

- (1) 「再生資源利用計画書（実施書）」
- (2) 「再生資源利用促進計画書（実施書）」

11. 建設資材廃棄物発生量標準値

建設資材廃棄物の発生量の標準値（建設副産物実態調査データ）を示す。

届 出 書

知事
市区町村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 工事の概要

①工事の名称 _____

②工事の場所 _____

③工事の種類

- 建築物に係る解体工事 建築物に係る新築又は増築の工事
- 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④工事の規模

建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²

建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの

用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

⑤請負・自主施工の別：請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

①氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

②住所 _____

③許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表 1
 - 建築物に係る新築工事等については別表 2
 - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3
- により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 _____

分別解体等の計画等

建築物の構造※		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	残存物品の有無		
	付着物の有無		
	その他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	残存物品の搬出の確認		
	その他 ()		
工事着手の時期※		平成 年 月 日	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()	
建築物に用いられた建設資材の量の見込み※		トン	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
発生が見込まれる部分 (注)			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤			
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無 (修繕・模様替工事のみ)		
	その他 ()		
工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※	平成 年 月 日		
工程ごとの作業内容	工程	作業内容	
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み 発生が見込まれる部分又は使用する部分 (注)
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥ トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥ トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	□① □② □③ □④ □⑤ □⑥ トン
(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他			
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

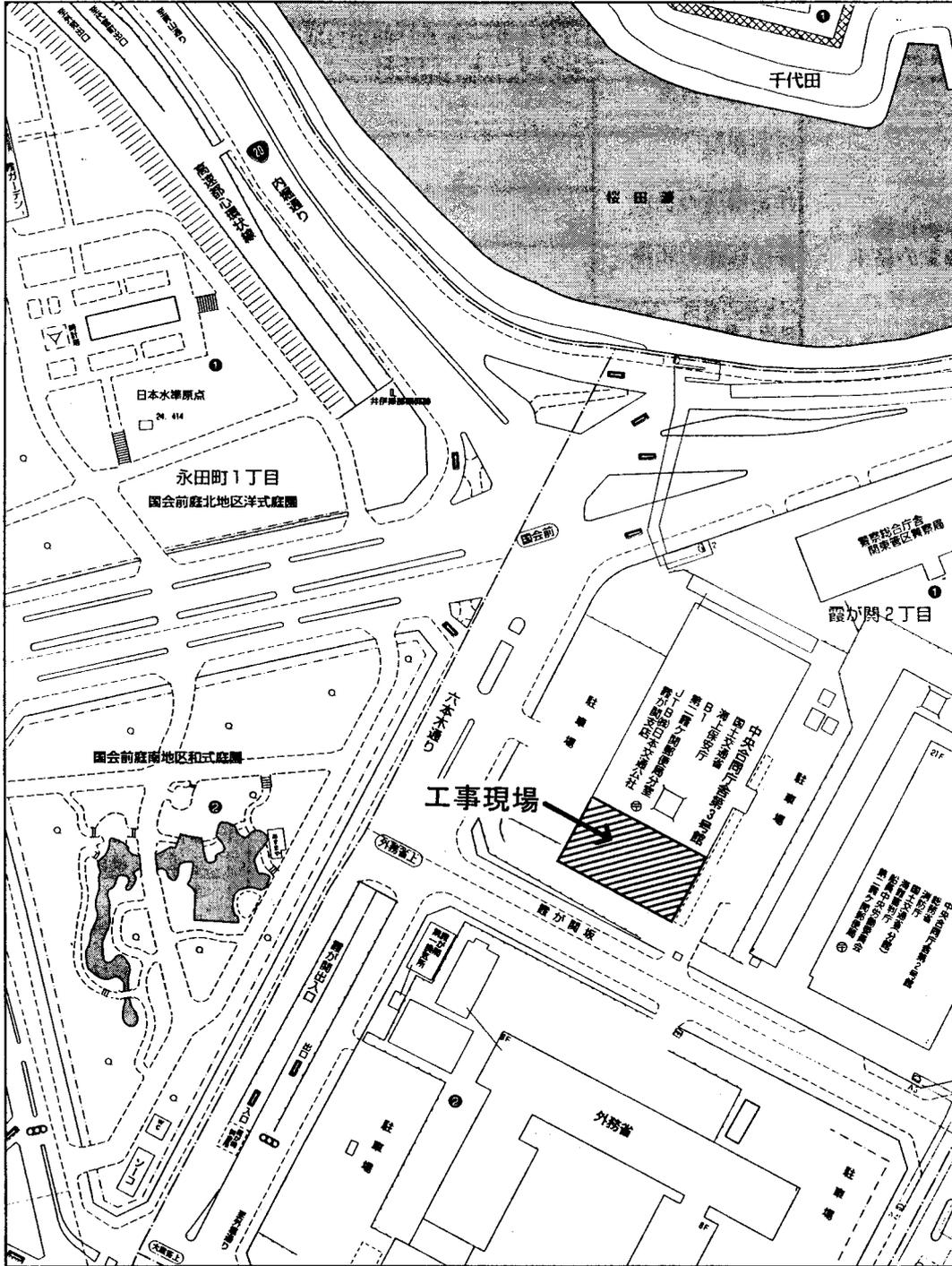
分別解体等の計画等

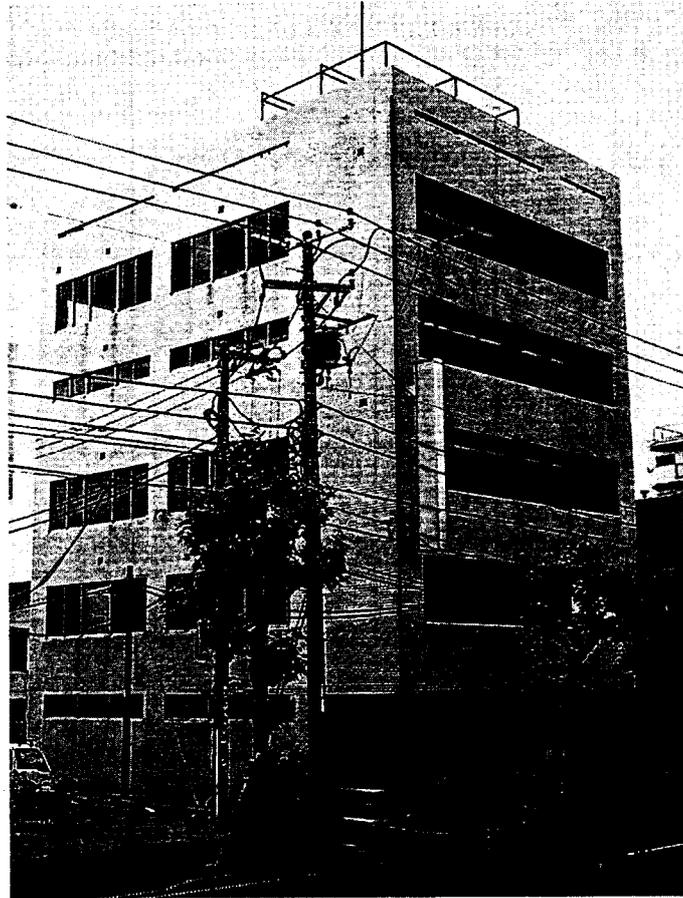
工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事		
	<input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	周辺状況		
	作業場所の状況		
	搬出経路の状況		
	付着物の有無 (解体・ 維持・修繕工事のみ)		
	その他 ()		
工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	搬出経路の確保		
	その他 ()		
工事着手の時期※	平成 年 月 日		
工程ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()		
工作物に用いられた建設資材の量 の見込み (解体工事のみ) ※	トン		
廃 棄 物 発 生 見 込 量	特定建設資材廃棄物の種類ご との量の見込み (全工事) 並 びに特定建設資材が使用され る工作物の部分 (新築・維 持・修繕工事のみ) 及び特定 建設資材廃棄物の発生が見込 まれる工作物の部分 (維持・ 修繕・解体工事のみ)	種類	量の見込み
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊	トン
		<input type="checkbox"/> 建設発生木材	トン
	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他	発生が見込まれる部分又は 使用する部分 (注) □① □② □③ □④ □⑤ □⑥ □① □② □③ □④ □⑤ □⑥ □① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
備考			

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

現場位置図





工 程 表

(建築物解体工事の場合)

作 業 内 容	1 日 目 ()	2 日 目 ()	3 日 目 ()	4 日 目 ()	5 日 目 ()	6 日 目 ()	○ 日 目 ()

(建築物解体工事の場合)

記載例

作 業 内 容	1 日 目 (木)	2 日 目 (金)	3 日 目 (月)	4 日 目 (火)	5 日 目 (水)	6 日 目 (木)	10 日 目 (月)
①養生シート等の設置	=====						
②重機の搬入	=====						
③障害物の除去	=====						
④建具、畳等の撤去	=====						
⑤石膏ボードの手壊し		=====					
⑥手作業による瓦降し		=====					
⑦機械併用の上屋解体			=====	=====			
⑧木材等の積込・搬出			=====	=====			
⑨混廃の積込・搬出					=====	=====	
⑩基礎・土間の解体						=====	
⑪コン塊の積込・搬出						=====	=====
⑫養生シート等の撤去							=====
⑬整地・完了							=====

変更届出書

変更
箇所

知事
市区町村長 殿

平成 年 月 日

フリガナ
氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____ 印
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

住所 _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第2項の規定により、下記のとおり変更を届け出ます。

記

1. 工事の概要

① 工事の名称 _____

② 工事の場所 _____

③ 工事の種類

- 建築物に係る解体工事
- 建築物に係る新築又は増築の工事
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等

④ 工事の規模

- 建築物に係る解体工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²
- 建築物に係る新築又は増築の工事 用途 _____、階数 _____、工事対象床面積 _____ m²
- 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの
用途 _____、階数 _____、請負代金 _____ 万円
- 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 _____ 万円

⑤ 請負・自主施工の別: 請負 自主施工

2. 元請業者 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

フリガナ

① 氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) _____
(郵便番号 _____) 電話番号 _____

② 住所 _____

③ 許可番号 (登録番号)

建設業の場合

建設業許可 _____ 大臣 知事 _____ 号

主任技術者 (監理技術者) 氏名 _____

解体工事業の場合

解体工事業登録 _____ 知事 _____ 号

技術管理者氏名 _____

3. 対象建設工事の元請業者から法第12条第1項の規定による説明を受けた年月日 (請負契約によらないで自ら施工する場合は記載不要)

平成 年 月 日

4. 分別解体等の計画等

- 建築物に係る解体工事については別表 1
 - 建築物に係る新築工事等については別表 2
 - 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等については別表 3
- により記載すること。

5. 工程の概要

(できるだけ図面、表等を利用することとし、記載することができないときは、「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。)

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

※受付番号 _____

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	建築物の構造※	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他 ()				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		周辺状況				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		作業場所の状況				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		残存物品の有無				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		付着物の有無				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		その他 ()				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		搬出経路の確保				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		残存物品の搬出の確認				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		その他 ()				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※	平成 年 月 日				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		⑤その他 ()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序	<input type="checkbox"/> 上の工程における①→②→③→④の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	建築物に用いられた建設資材の量の見込み※	トン				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分 (注)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	備考					

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材			
	<input type="checkbox"/>	建築物に関する調査の結果	建築物の状況			
	<input type="checkbox"/>		周辺状況			
	<input type="checkbox"/>		作業場所の状況			
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況			
	<input type="checkbox"/>		付着物の有無（修繕・模様替工事のみ）			
	<input type="checkbox"/>		その他 ()			
	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施する措置の内容	作業場所の確保			
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の確保			
	<input type="checkbox"/>		その他 ()			
<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※		平成 年 月 日			
工事ごとの作業内容	<input type="checkbox"/>	工程	作業内容			
	<input type="checkbox"/>	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
	<input type="checkbox"/>	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無			
<input type="checkbox"/>	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
廃棄物発生見込量	<input type="checkbox"/>	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分又は使用する部分（注）	
			<input type="checkbox"/> コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート塊		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
			<input type="checkbox"/> 建設発生木材		トン	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥
<input type="checkbox"/>	(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
<input type="checkbox"/>	備考					

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

変更箇所	<input type="checkbox"/>	工作物の構造 (解体工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/>	工事の種類	<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	<input type="checkbox"/>	使用する特定建設資材の種類 (新築・維持・修繕工事のみ) ※	<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アスファルト・コンクリート <input type="checkbox"/> 木材		
	<input type="checkbox"/>	工作物に関する 調査の結果	工作物の状況		
	<input type="checkbox"/>		周辺状況		
	<input type="checkbox"/>		作業場所の状況		
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の状況		
	<input type="checkbox"/>		付着物の有無 (解体・維持・修繕工事のみ)		
	<input type="checkbox"/>		その他 ()		
	<input type="checkbox"/>	工事着手前に実施 する措置の内容	作業場所の確保		
	<input type="checkbox"/>		搬出経路の確保		
	<input type="checkbox"/>		その他 ()		
	<input type="checkbox"/>	工事着手の時期※	平成 年 月 日		
	<input type="checkbox"/>	工程ごとの 作業 内容 及び 解体 方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	<input type="checkbox"/>		②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
<input type="checkbox"/>	③基礎		基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	④本体構造		本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	⑤本体付属品		本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	⑥その他 ()		その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用	
<input type="checkbox"/>	工事の工程の順序 (解体工事のみ)	<input type="checkbox"/> 上の工程における⑤→④→③の順序 <input type="checkbox"/> その他 () その他の場合の理由 ()			
<input type="checkbox"/>	工作物に用いられた建設資材の 量の見込み (解体工事のみ) ※	トン			
<input type="checkbox"/>	廃 棄 物 発 生 見 込 量	種類	コンクリート塊	発生が見込まれる部分又は 使用する部分 (注) <input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
<input type="checkbox"/>			アスファルト・コンクリート塊	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
<input type="checkbox"/>		量の見込み	建設発生木材	<input type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③ <input type="checkbox"/> ④ <input type="checkbox"/> ⑤ <input type="checkbox"/> ⑥	
<input type="checkbox"/>				トン	
<input type="checkbox"/>	(注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
<input type="checkbox"/>	備考				

※以外の事項は法第9条第2項の基準に適合するものでなければなりません。

欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

具体的な工事の種類の例

河川関係工事	築堤、護岸、浚渫、ダム、砂防、その他
海岸工事	
道路関係工事	改良、舗装、橋梁、ずい道、維持修繕、共同溝、その他
農林関係工事	土地改良、区画整理、農道、農林その他
水産関係工事	
上・下水道関係工事	
土地造成、区画整理関係工事	
公園関係工事	
下水道関係工事	
空港・港湾関係工事	空港関係工事、港湾関係工事
鉄道・軌道関係工事	
災害復旧関係工事	
電線路工事	
その他の公共土木工事	

委任状

私は都合により _____ を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 代理者の住所

(電話番号) - -

平成 年 月 日

住所

フリガナ
氏名

印

委任状



私は都合により 山中 太郎 を代理者と定め、下記の建築物等の工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出その他の手続きを委任します。

記

1. 工事の名称 〇〇住宅解体工事

2. 工事の場所 神奈川県伊勢原市〇X-〇X

3. 代理者の住所 神奈川県川崎市川崎区〇〇〇〇
(電話番号) 044 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇

平成 14 年 〇 月 × 日

住所 神奈川県横浜市中区△△-△△

フリガナ 氏名 カナガワ 太郎 神奈川 一郎 印

受 領 書

平成 年 月 日

(発注者又は自主施工者)

様

届出書受理行政庁 行政庁名： _____
(受領書発行者) 所 属 名： _____
職 氏 名： _____
電話番号： _____ - _____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出書を受領しました。

記

1. 受 領 日 平成 年 月 日

2. 工事の名称 _____

3. 工事の場所 _____

※受付番号： _____

受 領 書

記載例

平成 14 年 ○ 月 × 日

(発注者又は自主施工者)

山中 太郎 様

届出書受理行政庁 行政庁名: ○○県
(受領書発行者) 所属名: △△課
フリガナ: チバ イチロウ
職氏名: 千葉 一郎
電話番号: ○○○ - XXX - △△△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 10 条に基づく届出書を受領しました。

記

1. 受 領 日 平成 14 年 △ 月 □ 日
2. 工事の名称 ○○マンション新築工事
3. 工事の場所 千葉県銚子市△△-△△

※受付番号: _____

説明書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

説 明 書

記載例

平成 14 年 ○ 月 × 日

(発注者)

山中 太郎 様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 東京 次郎
(郵便番号 000 - XXXX) 電話番号 000 - 000 - 0000
住所 東京都新宿区 〇〇 町 XX - XX

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 1 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1 ~ 3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の別添資料 (添付する場合)

案内図

工程表

告 知 書

平成 年 月 日

(下請負人)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

②別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)

別表 1 (建築物に係る解体工事)

別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③その他の添付資料 (添付する場合)

案内図

工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

告 知 書

記載例

平成 14 年 〇 月 × 日

(下請負人)

山 中 太 郎 様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) 埼玉 八郎
(郵便番号 〇〇〇 - XXXX) 電話番号 〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇
住所 埼玉県さいたま市△△-△△

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について告知します。

記

1. 添付資料

- ①届出書 (様式第一号に必要事項を記載したもの)
- ②別表 (別表 1～3 のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - 別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - 別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - 別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))
- ③その他の添付資料 (添付する場合)
 - 案内図
 - 工程表

[注] 本様式は下請負人に対して告知することにあたり、書面で行う場合の標準様式を参考として示すものである。

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

円(税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面



(建築物に係る解体工事の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由(腐木)
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()	その他の取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用
(受注者の見積金額)

〇〇〇〇〇〇 円(税込)

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

△△△△△△ 円(税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 (受注者の見積金額)

円(税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

記載例

(建築物に係る新築工事等の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①造成等	造成等の工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用
	⑥その他(仮設)	その他の工事 ☑有 ☐無	☑手作業 ☐手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

△△X〇〇〇 円(税込)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用 _____ 円(税込)
(受注者の見積金額)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面

記載例

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1. 分別解体等の方法

工 程	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※届出書の写しを添付することでもよい

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

別紙のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用
(受注者の見積金額)

□□□□□□ 円(税込)

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 -) 電話番号 - -

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 _____
2. 工事の場所 _____
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地
(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

再資源化等報告書



平成 14 年 ○ 月 × 日

(発注者)

山中 太郎 様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) 神奈川 一郎
 (郵便番号 ○○○-XXXX) 電話番号 044 - ○○○ - ○○○○
 住所 神奈川県川崎市川崎区○○○○

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称 ○○住宅解体工事
2. 工事の場所 神奈川県伊勢原市○X-○X
3. 再資源化等が完了した年月日 平成 14年 □月 △日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート	○○興業(株)	神奈川県川崎市川崎区○○○○
木材	日本○○(株)	神奈川県伊勢原市△△-○□

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 ○○ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

- 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)
- 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 - (案)

表面

1. 工事概要

発注機関名	発注機関コード*1	発注担当者チェック欄	担当者	TEL ()	請負会社名	建設業許可または 解体工事業登録	大証 知事	請負会社コード*2	記入年月日 H. 年 月 日
									工事責任者
					会社所在地		TEL FAX ()		調査票記入者

工事名	工事種別コード*3	請負金額	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入	千 百 十 千 百 十 円 百 円 万 円 万 円 1万円未満四捨五入
工事施工場所	都 道 市 区 府 県 町 村	住居コード*4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで					
工事概要等	施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)			再生資源化等が完了した年月日			再生資源化等が完了した年月日		

建築面積	延床面積	階数	地上階	地下階
(数字に○をつける)	(数字に○をつける)			
1.鉄骨鉄筋コンクリート造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造	2.鉄筋コンクリート造	3.鉄骨造	6.その他
4.コンクリートブロック造	1.居住専用	2.居住兼業併用	3.事務所	6.倉庫
	4.店舗	5.工場・作業所	6.倉庫	9.その他
	7.学校	8.医療診療所	9.その他	

2. 建設資材利用計画(実施)

注:コード*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材 (新材を含む)				再生資材の供給元 (再生資材を利用した場合に記入してください)										再生資源	
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称		供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所		住所コード*4	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B) (注1)	利用率 B/A×100	
特定建設資材	コンクリート			トン									トン	96	
				トン									トン	96	
		合計		トン									トン	96	
	コンクリート及び鉄から成る建設資材				トン									トン	96
					トン									トン	96
		合計		トン									トン	96	
	木材				トン									トン	96
					トン									トン	96
		合計		トン									トン	96	
	アスファルト混合物				トン									トン	96
				トン									トン	96	
合計			トン									トン	96		
その他の建設資材	土砂			締めm ³									締めm ³	96	
				締めm ³									締めm ³	96	
		合計		締めm ³									締めm ³	96	
	砕石				m ³								m ³	96	
					m ³								m ³	96	
		合計		m ³									m ³	96	
	その他(再生資材のみ記入)				トン									トン	96
					トン									トン	96
					トン									トン	96
		合計		トン									トン	96	

コード*5
コンクリートについて
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード
アスファルト混合物について
1.粗粒度アスコン
2.密粒度アスコン(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル
5.加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.篩さい 4.単粒度砕石
5.ぐり石、割ぐり石 6.その他
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード*6
アスファルト混合物について
1.表層 2.基層
3.上層路盤 4.歩道
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)
土砂について
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤
4.構造物等の裏込材、埋戻し用
5.宅地造成用 6.水面埋立用
7.保土壁(農地整備)
8.その他(具体的に記入)
砕石について
1.舗装の下層路盤材
2.舗装の上層路盤材
3.構造物の裏込材、基礎材
4.その他(具体的に記入)
その他について(利用用途を具体的に記入)

コード*7
再生資材の供給元について
1.現場内利用
2.他の工事現場(陸上)
3.他の工事現場(海上)
4.再資源化施設
5.ストックヤード
6.その他

コード*8
施工条件について
1.再生材の利用の指示あり
2.再生材の利用の指示なし

コード*9
コンクリートについて
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他
コンクリート及び鉄から成る建設資材について
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他
木材について
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード
アスファルト混合物について
1.再生粗粒度アスコン
2.再生密粒度アスコン(開粒度及び改良アスファルトコンクリートを含む)
3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材
土砂について
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂
9.山砂、山土等の購入土、採取土
砕石について
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.篩さい
4.その他
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1:再生資材利用量について
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 - (案)

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山積り等採取部地 2.処分場の掘土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地等入 6.その他

建設副産物の種類	①発生量 (総計等) =②+③+④	現場内利用・減量				現場外搬出について										再生資源利用促進率 (%)		
		現場内利用		減量化		搬出先名称		搬出先場所		搬出先		搬出先		搬出先			搬出先	
		用途 コード*10	③利用量	④減量化量	④減量化率	3ヶ所まで記入できます。4ヶ所以上にわたる時は、用紙を換えて下さい。	区分 どちらかに○を付けて下さい。	施工条件の 内容 コード*12	住所コード *4	距離 *5	搬出先 の種類 コード*13	搬入地 の用途 コード*14	⑤現場外搬出量	⑥再生資源 利用促進量 (注2)	⑦(④)×(⑥) ②			
特定建設副産物 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量 発生量	コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	建設発生木 材(木材が廃棄物 になったもの)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	アスファルト・ コンクリート塊	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	建設発生木 材(木材、樹皮 材など)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	建設汚泥	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	建設混合廃棄物	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	金属くず	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	プラスチック	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	紙くず	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
	アスベスト (毒性)	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96			
その他の分別さ れた廃棄物	トン	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間			km		トン	トン	トン	96				
建設 発生 土	第一種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96			
	第二種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96			
	第三種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96			
	第四種 建設発生土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96			
	浚渫土	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96			
合計	地山m ³	地山m ³	地山m ³	地山m ³	搬出先1	公共 民間			km		地山m ³	地山m ³	地山m ³	96				

コード*10
1.路盤材
2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却
2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12
施工条件について
1.A指定区分
(発注時に指定されたもの)
2.B指定区分(もしくは準指定区分)
(発注時には指定されていないが、
発注後に設計変更し指定区分とされたもの)
3.自由区分

コード*13(詳細は「表-4」参照のこと)
再生資源利用促進
(再生利用された場合)
1.他の工事現場(内陸・公共・民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、
代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている
場合)
5.海面埋立事業(海岸、湖沼事業含む)

最終処分場・その他
(処分された場合)
6.最終処分場(指定区分場)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間
処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進率について
現場外搬出量⑤のうち、搬出先の種類
(コード*13)が1.~5.の合計

様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) 一建設副産物搬出工事用一(案)

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

単位に注意

2. 建設副産物搬出計画(実施) 現場内利用の欄には、発生量(掘削等)のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

裏面

コード*14(コード*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取地 2.処分場の種別 3.池沼等の水面積立 4.谷埋立 5.農地等 6.その他

建設副産物の種類	①発生量 (掘削等) =②+③+④	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用 促進率 (%)	
		②利用量	③減量化	④減量化	搬出先名称	区分	施工条件	搬出先場所	住所コード	距離	搬出先	受入地	④現場外搬出量	うち現場内改良分		⑤再生資源利用促進量(注2)
特定建設副産物 コンクリート塊	100	1	30		搬出先1	公共(民間)	1	上尾市	1112119	110	2	70		70	100	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
建設発生木材 (木材が廃棄物になったもの)	10				搬出先1	公共(民間)	1	岩槻市	1112113	15	2	8		8	80	
					搬出先2	公共(民間)	1	さいたま市	1112015	5	9	2		2		
					搬出先3	公共(民間)										
アスファルト・コンクリート塊	300				搬出先1	公共(民間)	1	川口市	1112013	15	2	300		300	100	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
建設発生木材 (伐木材、樹皮材など)	10				搬出先1	公共(民間)	1	岩槻市	1112113	15	2	8		8	80	
					搬出先2	公共(民間)	1	さいたま市	1112015	5	9	2		2		
					搬出先3	公共(民間)										
建設発生土	800			3	50	搬出先1	公共(民間)	2	東京都江戸川区	1311213	40	2	260		260	33
					搬出先2	公共(民間)	2	上尾市	1112119	110	7	490		490		
					搬出先3	公共(民間)										
建設混合廃棄物	30				搬出先1	公共(民間)	2	上尾市	1112119	15	2	30		30	100	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
金属くず	10				搬出先1	公共(民間)	3	さいたま市	1112015	5	3	10		10	100	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
プラスチック	2				搬出先1	公共(民間)	2	上尾市	1112119	15	2	2		2	100	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
紙くず	1			1	1	搬出先1	公共(民間)									
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
プラスチック	1				搬出先1	公共(民間)	3	上尾市	1112119	110	7	1		1	0	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
その他の分別された廃棄物	1				搬出先1	公共(民間)	3	上尾市	1112119	110	7	1		1	0	
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
第一種建設発生土	2000				搬出先1	公共(民間)	1	さいたま市	1112015	5	1	1200		1200	100	
					搬出先2	公共(民間)	2	さいたま市	1112015	8	4	800		800		
					搬出先3	公共(民間)										
第二種建設発生土					搬出先1	公共(民間)										
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
第三種建設発生土	1700	3	700		搬出先1	公共(民間)	1	上尾市	1112119	110	1	600		600	76	
					搬出先2	公共(民間)	3	浦川市	1112131	210	7	400		400		
					搬出先3	公共(民間)										
第四種建設発生土					搬出先1	公共(民間)										
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
遊積土					搬出先1	公共(民間)										
					搬出先2	公共(民間)										
					搬出先3	公共(民間)										
合計	3700		700								3000		2600	89		

コード*10
1.路盤材
2.裏込材
3.埋戻し材
4.その他(具体的に記入)

コード*11
1.焼却
2.脱水
3.天日乾燥
4.その他(具体的に記入)

コード*12(註1は1層-4層照のとき)
施工条件について
1.A指定処分(発注時に指定されたもの)
2.B指定処分(もしくは準指定処分)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)
3.自由処分

コード*13(註1は1層-4層照のとき)
再生資源利用促進(再生利用された場合)
1.他の工事現場(内陸:公共、民間を含む)
2.再資源化施設(土質改良プラントを含む)
3.有償売却(工事請負会社が建設副産物を売却し、代金を得た場合)
4.建設発生土ストックヤード(再利用工事が決まっている場合)
5.海面埋立事業(海堤、海浜事業を含む)

最終処分場・その他(処分された場合)
6.最終処分場(海面処分場)
7.最終処分場(内陸処分場)
8.建設発生土ストックヤード(再利用工事未定)
9.焼却施設・最終処分場へ持ち込むための中間処理施設
10.その他(具体的に記入)

注2:再生資源利用促進量について
現場外搬出量④のうち、搬出先の種類(コード*13)が1~5の合計

記載例

建設資材廃棄物発生量標準値 H12センサス 建築工事搬出量原単位(全国)

		データ件数	平均値	上位5%値	上位10%値	下位10%値	下位5%値	
解体 (トン/㎡)	木造	建設発生木材	2,705	0.098	0.287	0.195	0.027	0.015
		Co塊	2,705	0.202	0.5	0.383	0.043	0
		As塊	2,705	0.008	0.005	0	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	796	0.039	0.137	0.089	0	0
		Co塊	796	1.175	2.44	2.111	0.07	0
		As塊	796	0.047	0.184	0.075	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	493	0.047	0.183	0.114	0	0
		Co塊	493	0.477	1.41	1.063	0.029	0
		As塊	493	0.034	0.148	0.06	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	91	0.041	0.131	0.109	0	0
		Co塊	91	1.096	2.398	2.235	0.126	0
		As塊	91	0.062	0.184	0.065	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	164	0.091	0.293	0.244	0	0	
	Co塊	164	0.986	2.002	1.728	0.277	0.125	
	As塊	164	0.048	0.173	0.086	0	0	
新築 (トン/㎡)	木造	建設発生木材	5,768	0.017	0.043	0.03	0.005	0.004
		Co塊	5,768	0.01	0.026	0.007	0	0
		As塊	5,768	0.001	0	0	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	1,805	0.01	0.698	0.022	0	0
		Co塊	1,805	0.118	0.698	0.306	0	0
		As塊	1,805	0.018	0.095	0.033	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	4,554	0.014	0.05	0.027	0	0
		Co塊	4,554	0.045	0.235	0.092	0	0
		As塊	4,554	0.014	0.068	0.011	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	380	0.004	0.016	0.012	0	0
		Co塊	380	0.077	0.437	0.204	0	0
		As塊	380	0.009	0.032	0.017	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	40	0.114	0.358	0.139	0	0	
	Co塊	40	0.393	1.868	1.591	0	0	
	As塊	40	0.036	0.303	0.189	0	0	
改修・改築 (トン/百万円)	木造	建設発生木材	213	0.639	2	1.25	0	0
		Co塊	213	1.496	6.6	3	0	0
		As塊	213	0.099	0.5	0.167	0	0
	鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	2,589	0.175	0.8	0.455	0	0
		Co塊	2,589	1.887	5.6	2.88	0	0
		As塊	2,589	0.242	0.526	0.143	0	0
	鉄骨造	建設発生木材	568	0.156	1	0.46	0	0
		Co塊	568	1.687	6	3.456	0	0
		As塊	568	0.152	0.857	0.276	0	0
	鉄骨鉄筋 コンクリート 造	建設発生木材	233	0.123	0.5	0.333	0	0
		Co塊	233	1.804	4.962	2.444	0	0
		As塊	233	0.305	0.793	0.107	0	0
コンクリート ブロック造	建設発生木材	64	0.502	4.4	1.667	0	0	
	Co塊	64	3.319	35.667	3.667	0	0	
	As塊	64	0.085	1.222	0.039	0	0	